

第一章

「戦前編」

戦前の日本で最初にハンセン病に関する政策が成立したのは、1907（明治40）年の「癩予防ニ関スル件」であった。この法律の成立には、熊本で回春病院を経営していたハンナ・リデルの働きかけがあった。周知のように、リデルが回春病院を作るきっかけとなったのは、本妙寺で目撃した多数のハンセン病患者の姿であったが、「癩予防ニ関スル件」制定に至る帝国議会の議論の中でも本妙寺のハンセン病患者の問題がしばしば取り上げられた。熊本県は「癩病県」であるという認識が、既に広く共有されていたのである。

当時、本妙寺は、熊本城と水前寺公園と並ぶ熊本市の観光名所として有名であった。そのため、本妙寺のハンセン病患者（集落）を一網打尽にしなければならないという考えが早くから成立し、「無らい県運動」の中でさらに強まっていった。1909（明治42）年に開設された九州療養所の最初の入所者も、本妙寺に集まって来ていた患者であった。

1928（昭和3）年12月に「熊本県光明会」が設立された。これは、官民共同でハンセン病問題の解決に当たろうとした組織としては、全国的にみても早いものであった。しかし、活動らしきものは何ら行わずに消滅してしまった。そして、全国的に「無らい県運動」が始まってからも、熊本県関係者はハンセン病問題にそれほど熱心ではなかった。

熊本県がようやくハンセン病問題の解決、すなわち「無らい県運動」に本格的に取り組み始めるのは、1934（昭和9）年からと考えられる。なぜならば、宮崎松記が九州療養所長に就任したこと、熊本県警察部衛生課がハンセン病問題に関するパンフレットを作成したこと、癩予防協会の「別働隊」と称された九州 MTL が設立されたことという3点で、大きな画期といえるからである。

1936（昭和11）年7月に、熊本県は「療養のしるべ」という小冊子を作成して、全ての「患者及患家」に配付して療養所への入所を勧誘している。また、翌1937（昭和12）年7月には、熊本県知事が、「熊本県に於ける癩患家指導状況」を政府に報告するなど、熊本県においても「無らい県運動」が本格的に展開し始めていった。

こうして、熊本県は、1940（昭和15）年の「皇紀二千六百年」を期して、「癩病県」の象徴であった本妙寺集落の解体にいよいよ着手する。7月9日から3日間にわたり、本妙寺集落のハンセン病患者157人を拘束し、ハンセン病でないことが判明した11人を除く患者を全国の療養所に分散収容したのである。そして、本妙寺集落は跡形もなく解体された。これが、いわゆる本妙寺事件である。

おそらく、熊本県関係者をはじめ、ハンセン病問題に関係していた人の全てが、これで熊本県の「無らい県運動」は一段落したと思ったことであろう。しかし、事件の直後に実施した全県一斉調査の結果、驚愕すべき事実が判明したのである。それは、1935（昭和10）年の調査と比較して、在宅患者数が増加しているのは全国で熊本県ただ一つであり、しかも全国の1割強に当たる629人も存在していたことであった。つまり、本妙寺事件は、熊本県における「無らい県運動」のピーク、もしくは終わりではなかった。熊本県にとっては、むしろその後こそが問題であったのである。

しかしながら、在宅患者を収容しようにも九州療養所にはその余裕はなく、太平洋戦争

も勃発してしまった。その結果、県内からハンセン病患者を一人残らず療養所に収容して「絶滅」させようという「無らい県運動」の課題は、そのまま戦後に持ち越されることになったのである。

1. 「癩病県」熊本

ハンセン病患者は、らい菌が温暖な風土で繁殖しやすいことから、西日本、特に九州・沖縄で多く発生している。おそらく、近代以前の日本社会にあっても同じであったと考えられる。

ただ、1873（明治6）年にアルマウエル・ハンセンがらい菌を発見するまでは、ハンセン病は遺伝病であると考えられていた。日本では、ハンセン病にかかりやすい血統があるとされ、「天刑病」や「業病」と呼ばれて恐れられていた。このような俗説や偏見は、近代以降も根強く残っていった。

1890（明治23）年4月、聖公会の牧師ハンナ・リデルが、熊本市の観光名所であった本妙寺の桜を見に行き目撃したのは、参道で物乞いなどをする多数のハンセン病患者の姿であった。その姿に衝撃を受けたリデルは、患者を救済しようという決意を固め、まず、同年6月に、患者の臨時救護所を熊本市牧崎町に設立。その後、立田山のふもとに回春病院を設立。回春病院の開院式は、1895（明治28）年11月12日に举行された。

その3年後の1898（明治31）年10月には、カトリックのジャン・マリー・コール神父により、琵琶崎待労院が設立された。

回春病院は、神山復生病院についてわが国2番目の療養所であり、琵琶崎待労院は3番目に位置している。日本政府が、これといったハンセン病予防対策を何もとっていなかった時期に、熊本の地に、外国人の手によってハンセン病患者の療養施設が作られたことは、大きな意義を有する。

1900（明治33）年11月に、わが国最初のハンセン病患者に対する調査が実施された。調査結果をまとめた「癩病血統及患者表」によれば、全国の患者数は3万359人で、熊本県は男が1807人、女が958人の合計2765人であった。この時既に、全国で一番多い患者数を記録している（『近現代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編第8巻、以下『集成』と略記）。

いつのことからか判然としないが、加藤清正を祭る熊本の本妙寺には、たくさんのハンセン病患者が集まってきて、参道で物乞いをするようになっていた。その理由は諸説あり、はっきりとしたことは分からない。ここでは、九州療養所の初代所長河村正之の説を見よう（「熊本縣市民と本妙寺の問題」、『鎮西医海時報』第10号、1928年）。

第一本妙寺は加藤清正公の遺骸を葬むる霊廟である。茲で私は日本国民殊に熊本縣市民の誇りとして崇敬措く能はざる加藤公に関し云々することは或は公の神威を冒瀆する者との非難を被むるかも知れないが然し国民保健上の立場から公に対する世人の迷信を打破し公本来の遺徳功業を礼讃崇敬し度い考からである。現今社会の多衆は公に対して公利民福或は疾病災難の授与又は排除に靈驗ある様に迷信を以て居る様である。殊に癩患者の如きは本病に対する守本尊と心得て居る、即ち公の遺徳功業を礼讃崇敬

するよりも寧ろ功験福利を願ふ迷信の対照(対照)となって居る。而して斯く一般人士殊に癩患者が公に治病を祈願するに至つた年代及び其動機は今日精確には知り得ないが伝説は色々ある様である、それは公が幼主秀頼を奉して家康と二条城に会見し其際毒に当つて癩病を發し死なれたと云ふ途方もない迷説がある、又公は常住坐臥法華經を誦誦されたのみならず經中には癩に関する文句があるから之を転読し神意を慰むれば難病も癒ると附会する喧伝者も出る様に立至つた様である、尚又昔時本妙寺石段下に一小懸泉があり今日水枯れ只遺跡が残つて居るが其下に水垢離をとり祈願をなす者があつた、曾患者も来て行を始め治験あつたと云ふ様な各種の伝説迷信によつて公は益々癩病の治験者と崇めらるゝ様になつた様である。

河村が指摘するところによれば、第一に加藤清正がハンセン病に罹患したという迷信、第二に加藤清正が帰依した法華經にハンセン病に関する記述があり、法華經信仰を極めれば病氣も治癒するとの迷信、そして第三に、本妙寺にかつて存在した小さな泉で水垢離をとった患者が治癒したという俗説などが、本妙寺にハンセン病患者が集まるようになった理由であるという。

そのため、いつしか本妙寺はハンセン病の代名詞のように言われ始める。ここでは、帝国議会の議事録にその証拠を見てみよう。

まず、1902（明治35）年3月6日のことである。第16回帝国議会の「癩病患者取締ニ関スル建議案」の趣旨説明の中で、「其他清正公デアルトカ、或ハ琴平神社デアルトカ云フ神社仏閣ノ少シク名高イ所ヘ参ッテ見ルト、必ズ路傍ニ彼ノ癩病患者ガゴロゴロ致シテ居ル有様……外国人ガ日本ヘ参ッテ、一番恐レマスノガ、此癩病患者ガ路傍ニゴロゴロ致シテ居ル」ことであると指摘されている（「衆議院議事速記録」第25号、『集成』戦前編第8巻）。

ここで「清正公」と出てくるのが、本妙寺である。ここには、ハンセン病患者を取り締まらなければならないという発想の根本に、外国人の目に触れないようにという意図があつたことが示されている。おそらく、外国人の目にハンセン病患者が「ゴロゴロ」しているところを見られるのは「文明国」日本の「恥」である、という「国辱」意識が存在しているものと考えられる。

次に、第21回帝国議会の1905（明治38）年2月16日になされた「伝染病予防法中改正法律案」の委員会会議である。この「改正法律案」は、ハンセン病に罹つたために徴兵検査で不合格になるものが多いことを問題視したもので、1903（明治36）年の第18回帝国議会でも同様の問題が取り上げられている。1894（明治27）年以後の7年間で、毎年平均588名の不合格者が出ていること、1900（明治33）年でも535名に上り、中でも熊本にある第六師団が最大であることを指摘して、次のように述べている。

六師団ヲ以テ見テモ分ル、即チ六師団ハ清正公アルガ故ニ、斯ノ如ク伝染病患者ガ

多イ、即チ百六人ト云フ壮丁ヲ出シタノハ、必竟スルニ清正公ガアルガタメニ、此所ニ集ツタモノト思ヒマス、……ソレダカラ全国ヲ通ジテ、一番癩病ノ多イノハ熊本県デアリマス（同上）。

いささか牽強付会のような気もしないではないが、ここでも、全国でハンセン病のために徴兵検査で不合格になる割合が最も多いのが第六師団であるという事実から、本妙寺の存在が問題視されている。そして、熊本県の患者数が日本で一番多いことが強調されている。

同年（1905年）10月14日、ハンナ・リデルは東京に大隈重信を訪ね、回春病院への援助を訴えた。大隈は、渋沢栄一と相談し、11月16日にハンナ・リデルを囲んでハンセン病患者救済をテーマとした座談会を開催した。座談会には、窪田静太郎内務省衛生局長、山根正次衆議院議員、東京養育院医官の光田健輔、新聞社代表として島田三郎や横井時雄など、総勢25、6名が出席した。席上、光田健輔は、ハワイやノルウェーなどの事例を挙げ、ハンセン病患者を減少するのに隔離主義が有効であることを強調した。

ハンナ・リデルの働きかけは、すぐに効果を表わした。島田三郎の提案で設置された癩病予防調査委員会が、第22議会に癩病予防法案を政府に提出させることに加え、回春病院への援助を決定した。また、熊本県議会でも、回春病院に1500円寄付することを決定した（猪飼隆明『ハンナ・リデルと回春病院』、熊本出版文化会館、2005年）。

1906（明治39）年3月25日、第22回帝国議会衆議院における「癩予防法案」の第一読会で、提案者の山根正次は、「外国人ニ依リテ日本ノ此行路病者等ガ保護サレテ居ル有様デアリマスル。殊ニ今ヲ去ルコト十二年前ニ於テ、彼ノ英国ノ婦人——令嬢デ「リーデル」ト云フ人ニ依ッテ、彼ノ熊本ニ回春病院ト云フモノガ立テラレテ、此人カラシテ本国ノ慈善家ニ手紙ヲヤッテ、サウシテ此英国カラノ同情ニ依ッテ金ガ来テ居ル、其金ニ依ッテ回春病院ガ立ッテ居リマスル、此「リーデル」嬢ト云フ者ハ、此不幸ナル人ヲ救フタメニ生命ヲ犠牲ニ供シテ、イツ何時此病氣ガウツルカモ分ラヌト云フトコロカラ致シマシテ、両親ニ請フテ、若シモ此病氣ガウツッテモ差支ナイト云フトコロノ許可ヲ隻親カラ得テ、此病人ニ付イテ尽力ヲサレテ居ル、実ニ篤志ナル慈善家デアリマス」とリデルを紹介し、非常に高く評価した（「衆議院議事速記録」第21号、『集成』戦前編第8巻）。

そして、「癩予防法案」の委員会審議で、山根は、リデルが、「熊本ノ清正公ニ詣デ、サウシテ路傍ニ此不幸ナル病人ガ銭ヲ乞フテ居ル——食ヲ乞フテ居ルノヲ見テ、如何ニモ氣ノ毒ナモノデアルト云フトコロカラ同情ヲ表サレ」て回春病院を作ったことを紹介し、「熊本県ノ県会ハ、大イニ悟ルトコロガアリマシテ、是ハ恐クハ内務大臣カラモ御注意ガアッタコトト思ヒマスガ、遂ニ一千元ノ金ヲ「リーデル」嬢ノ病院ニ補助スルト云フコトニナッテ、昨年ノ末ニ此一千元ノ金ヲ回春病院ニ贈ルト云フコトニナッテタ」と指摘した。また、憲政本党の重鎮であった島田三郎も、「熊本トカ、四国ニハ、癩病患者ガ多イ、併シ斯フ云フトコロニ集マルノハ、清正公ヲ信仰シテ病ヲ救護シテ貰フトカ、身延山ニ上ッ

テ日蓮ヲ信ジテ、此病ヲ救護シテ貰フトカ、四国デハ弘法大師ノ靈場ガアルカラ、其助ヲ得ヤウト云フノデ、今日ニ於テモ、智識ノ程度ノ低イ社会ニ於テハ、医薬其他ノ扱ニ依ッテ救ハルル途ガナイ、恰モ古来ヨリ言伝ヘラレタル如ク、天刑病トシテ到底癒ラナイト云ッテ、最早望ミヲ絶ッテ居リマスカラ、僅カニ神仏ノ助ニヨッテノミ、救護ヲ受ケヤウト思フ古イ思想ノ下ニ在ルノデアリマス。……必シモ熊本ハ癩病ノ伝播地デモ、発生地デモナイガ、唯此処ニ集ッタ者ガ永住スルノト、ソレカラ永住スルカラ、此近傍ニ伝染シテ、二千七百人カラノ癩病患者ガアルト聞イテ居リマス、然ルニ欧羅巴デハ、一番癩病患者ノ多カッタ時代ニ於テ、漸ク熊本一県ノ癩病患者ノ数ニ匹敵スルニ過ギナイト云フコトデアリマス」というように、熊本県の患者数が多い理由を本妙寺の存在に求めている（「癩予防法案委員会会議録」第一回、『集成』戦前編第8巻）。

この年4月現在の調査で、日本全国のハンセン病患者数は2万3815人、熊本県は1887人。人口1000人当たりの患者数は、熊本が1.62人で全国一であった（中央慈善協会「癩病予防に就て1915年」、『集成』戦前編第1巻）。

1907（明治40）年2月26日の貴族院における「癩予防ニ関スル法律案」の第一読会で、熊本出身の男爵野田豁通が、「幼少ノ時分ヨリ、此熊本県ニハ癩病患者ガ多イト云フ、是ハ皆サン御承知ノ熊本ニ清正公ノ廟所ガゴザイマス、本妙寺ト称シマスル所、之ニ全国ノ癩病者ガ千箇寺ト称ヘマシテ沢山ナ者ガアスコニ集マッテ参リマスノデ、今日ニ於キマシテモ矢張り此本妙寺ニハ各国ノ千箇寺ト称シマスル癩病者ガ参ッテオリマス」と述べた（貴族院議事速記録第9号、『集成』戦前編第8巻）。

以上のように、1907年に「癩予防ニ関スル件」が公布されるまでの帝国議会における審議過程で、たびたび熊本の本妙寺の存在が大きくクローズアップされ、同時に熊本県のハンセン病患者（の割合）が全国で最も多いことが強調された。こうして、「癩病県」熊本というイメージが出来上がったのである。

2. 「癩予防ニ関スル件」と九州療養所の開設

日本で最初のハンセン病政策である「癩予防ニ関スル件」が公布されたのは、1907（明治40）年3月19日のことであった。

これにより、第五区の公立療養所が熊本県に設置されることになった。この年の8月19日に、熊本県花園村長から敷地選定反対陳情書が熊本県知事に提出されている。実際に花園村に建設計画があったかどうかは分からないが、おそらく花園村長は、本妙寺との関連で花園村に建設されるのではないかと危惧したものと思われる。

1908（明治41）年2月10日、九州療養所の敷地として、菊池郡合志村大字栄字杉山他付近一帯の土地6万3471坪が農商務省より譲渡されることになった。それに加えて、買収・寄付等で、最終的には6万4522坪とすることが決定した。こうして、1909（明治42）年4月1日に九州療養所が開所した。所長は河村正之、患者定員は150人であった。

最初に入所したのは、本妙寺境内の浮浪患者であった。河村所長は、まず4月9日に本妙寺のハンセン病集落を視察した後、27日に27名（男16名、女9名、子ども2名）、30日に37名（男22名、女13名、子ども2名）、さらに5月1日には21名（男17名、女4名）を入所させた。

興味深いことには、5月8日に、療養所の説教場に加藤清正の像を奉置し、上本本妙寺管長をはじめ僧侶7名、奏楽者3名、門徒多数が参加して遷仏式を挙行している。療養所に本妙寺の「別院」的な位置付けを与えなければ、入所者が納得しなかったのかもしれない。また、入所者の逃走を予防する狙いもあったと思われる。

療養所の開所にあわせて、熊本県は、関連する県令等を次々に制定・公布した。まず、4月17日に、熊本県知事訓令甲第26号「九州癩療養所規則」が制定された。ついで5月に、熊本県令第26号「明治四十年（三月）法律第十一号ニ関スル癩患者届出方ニ関スル件」が制定された。以下のような内容である。

医師明治四十年（三月）法律第十一号第一条ニヨリ届出ヲナストキハ左ノ事項ヲ詳具シ警察官署長宛親展トナスベシ

一、発病届ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- イ 患者ノ本籍、住所、族称、職業、姓名、（戸主又ハ非戸主ノ別非戸主ナレバ其戸主トノ続柄）並生年月日
- ロ 病名
- ハ 発病年月日
- ニ 診定年月日時但死後検案又ハ再診後ニ於テ診定セントキハ其年月日時

二、転届届ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- イ 患者ノ住所姓名
- ロ 転届年月日

(『九州療養所関係規定』1930年より)

同じく5月に制定された熊本県訓令甲第29号「癩予防ニ関スル法令施行手続」は、以下の様なものである。

- 第一条 明治四十年（七月）内務省令第十九号癩予防ニ関スル件施行規則第二条に依る患者又は其同伴者同居者の一時救護を為したる旨を其家族又は扶養義務者に通知をなす時は被救護者の状況を詳記し且取引をなすへき期限を指定すへし前項の通知は家族又は扶養義務者の所在地警察官署又は市町村長に之を囑託することを得
- 第二条 患者を療養所に送致すへき指示を受けたる警察官署又は市町村長は直に送致の手續をなし同所に直送すへし
- 第三条 患者を送致するときは別紙様式の送致書を調製し同時に送付すへし療養所に送致せし費用は明細仕訳書を製し所長に請求すへし前項の費用は患者の食費、消毒薬価、寝具費、船馬車賃其他の諸費にして食費は一日金拾五銭以内其他は実費を給す
- 第四条 患者及其同伴同居者の一時救護に要する費用は左の標準に拠るへし
- 一、薬価一日分金拾銭以内
 - 一、診察料一回金貳拾銭以内
 - 一、診断書料一通金貳拾銭以内
 - 一、食料一日金拾五銭以内
 - 一、看護人又は番人（一時救護者迄送致費共）一日金参拾銭以内
 - 一、小屋掛料及び借家料（寝具損料共）一日金参拾五銭
 - 一、土葬火葬及墓標広告料消毒薬価人夫賃共一式金五円以内
- 前項費用の外救護上特に要する費用は其状況を詳具し知事の許可を受くへし
- 第五条 一時救護に要したる費用にして被救護者又は扶養義務者より弁償を得ざるときは其費用の明細仕訳書を調製すへし弁償を得ること能はざる証拠書類を添え市は直接、町村は所轄郡役所を経て知事に其弁償を求むへし
- 第六条 警察官署において明治四十二年（五月）県令第二十号（患者届出方に関する件）に拠り届書を受理したるときは直に現場に臨検し成るへ□人目に惹かさる方法を以て消毒其他予防法を指示し其実行を監視して之か遺漏なきを期すへし前項の届書は其余白に左の事項を記入し速に当庁に進達すへし
- 一、受理したる年月日時
 - 二、病況
 - 三、扶養義務者又は其他の救護者の住所姓名及患者の続柄
 - 四、其の他必要なる事項

第七条 患者の家又は其病毒に汚染したる家に対しては左の各号に依り消毒其他予防方法を指示すへし

- 一、患者の居室は可成別に之を定め他の家人等と雑居せざること
- 二、患者の衣類、寝具其の他日用器具等は特に専用のもを備へ他と混合せざる様注意すへし
- 三、患者の常用衣類、敷布、寝具等は時々消毒を行ひたる後洗濯すること
- 四、患者の居室は常に清潔を保持すること
- 五、患者の居室には消毒薬を容れたる唾壺を備ふること
- 六、病毒に汚染したる繻帯手巾等は消毒を行ひ患家の紙屑襤褸類は焼却すること
- 七、患者の外出は可成避けしめ止むを得ず外出せんとするときは清潔なる衣服を着用し又潰瘍あるものは其の繻帯を更むること
- 八、患者は可成他との交通を避けしめ又理髪店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆の出入する場所に立入らざること
- 九、患者は牛乳の搾取、飲食物、飲食器具（金属、陶器類を除く）玩具の調製又は其の販売其の他病毒伝播の虞ある事に従事せざること
- 十、患者の住居したる家屋は消毒を行ひたる後にあらされは他に使用貸与又は授与せざること
- 十一、患者の使用したる衣類、寝具、器具は勿論、家人の常食衣類等病毒に汚染し又は汚染の疑ある物件は消毒を行ひたる後にあらされは他に使用、授与移転又は遺棄せざること
- 十二、患者の一時滞留したる場合に於けるも其の占居したる室並其の使用したる衣類、寝具、器具等に対して亦前二号を適用すること
- 十三、看護等の為め、常に患者に接近し又病毒汚染物件を取扱ふ者等は常に手指の消毒に注意し又可成上被を着用し時々之を消毒すること
- 十四、癩患者の死体は消毒を行いたる後可成之を火葬すること
- 十五、消毒方法は明治三十年内務省令第十三号の規定に準し施行すること
患者送致の為め使用したる車両其他の器具は警察官署に於て便宜之を消毒すへし

第八条 警察官署に於ては患者根帳を備へ患者の届出を受けたるとき其本籍、住所、族称、職業、姓名、生年月日、病名及診定年月日其他必要なる事項を登載すへし但転届を受けたるときは其旨記入すへし

第九条 患者他署管内へ移転したるときは其根帳写に第六条第二項第二号乃至第四号の事項を附記し速に移転地警察官署に通知し同時に其旨を知事に報告すへし前項の通知を受けたる警察官署は本手続の定むる所に依り相当処置を為すへし

第十条 警察官署に於て明治四十年（七月）内務省令第十九号明治四十年法律第十一号施行自足第六条第二項に該当する患者ありたるときは其事由を詳記し直に知事に報告すへし

第十一条 療養所へ送致の途中宿泊を要する患者あるときは最寄町村に於て相当の便宜を与ふへし但警察官署に於て一時救護中の患者に於ける亦同じ
(送致書様式略)

(『九州療養所関係規定』、1930年)

そして、実際に患者が発見されてから九州療養所に送致するための手続きとして、7月9日に、熊本県警察部長が各警察署分署長に宛てて、「癩患者汽車輸送通達の件」を発している。

療養所が開設されたばかりの1909（明治42）年から10年にかけて、熊本県に対してさまざまな問い合わせがあいついでいる。例えば、大津警察分署長から、発病した小学生は停学させるべきかどうかという問い合わせがあり、熊本県衛生課では、停学させることはできないという回答案を起案している。また、熊本県から内務省に、療養所に入所した患者が死亡した後に郵便貯金があることが判明した場合、どのように処理したらよいか、療養所の救護費に充当しても差し支えがないかどうか、という伺いをたてている。

1910（明治43）年4月1日には、内務省令第1号により、沖縄県も連合に加入することになった。1911（明治44）年3月30日には、熊本県知事訓令乙第157号により、「九州癩療養所」が「九州療養所」に改称されている。1913（大正2）年には、熊本・隈府間に菊池軌道会社の軽便鉄道が開通し、療養所入口に御代志停留所が設置された。その関係もあつてかどうかは分からないが、既にこの年には療養所に「隔離室」が設置されていることが分かる。「逃走者ハ十日以下隔離室ニ収容シー日ノ食料白米二合菜ハ塩」とあるが、それでも逃走者が「依然トシテ絶ヘザル」状況と報告されている（本多慧孝「第五区九州療養所視察報告」、『集成』補巻6）。

そして、1916（大正5）年3月の「癩予防法」・同施行規則改正により、療養所長の懲戒検束権が規定されたことを受け、翌年9月5日に、熊本県指令第9085号「第五区」九州療養所被救護者懲戒検束施行規則」が制定された。以下のような内容である。

第一条 療養所の長が被救護者に対し懲戒又は検束を行はんとするときは本則の規定に拠る

第二条 懲戒又は検束は左の方法に依りて之を執行す

- 一、譴責 叱責を加へ誠意改悛を誓はしむ
- 二、謹慎 指定の室に静居せしめ一般患者との交通、通信を禁す
- 三、減食 主食並に副食物を減給す
- 四、監禁 独房に拘禁検束す

- 第三条 懲戒又は検束は違反者の性状に応し宣告の上執行す
- 第四条 大祭祝日療養所祭祝日及違反者の父母祭日は特に懲戒又は検束の執行を免除することを得
父母の訃に接したる者は其日より三日以内其執行を免除することを得
- 第五条 懲戒又は検束の執行中特に改悛の状著しきものは其執行を免除することを得
療養の為め必要ありと認むるものは其執行を停止することを得
- 第六条 数人共同して違反行為をなしたるときは其行為に付き同一の責に任す人を教唆して違反行為をなさしめたる者は実行者に同じ人の違反行為を幫助したる者は主動者に比し減輕す
- 第七条 同時に数個の違反行為をなしたる者は重きに依り処分す
- 第八条 左の各項の一に該当する者は譴責又は三十日以内の謹慎に処す
一、構内の樹木を毀損したる者
二、家屋其他の建造物若くは備付品を毀損又は汚濁したる者
三、貸与の衣類其他の物品を毀損又は陰匿し若くは構外へ搬出したるもの
四、虚偽の風説を流布し人を誑惑せしめたるもの
五、喧嘩口論をなす等所内の秩序を乱したる者
- 第九条 左の各号の一に該当するものは三十日以内の謹慎又は七日以内の減食に処し若くは之を併科す
一、猥りに構外に出て又は所定の無毒地に立入りたる者
二、風紀を紊し又は猥褻の行為をなしたる者又は媒合して之を為さしめたるもの
三、職員の指揮命令に服従せざるもの
四、金銭其他の物品を以て博戯又は賭事をなしたる者
五、違反者に対する懲戒又は検束の執行を妨害したる者
- 第十条 左の各号の一に該当する者は七日以内の減食又は三十日以内の監禁に処し若くは之を併科す
一、逃走し又逃走せんとしたる者
二、職員又は其の他の者に対し暴行又は強迫を加へ若しくは加へんとしたる者
三、他人を煽動して院内の安寧秩序を害し又は害せんとしたる者
- 第十一条 前条各号の一に該当し必要ありと認むるときは管理者の認可を経て三十日以上以上の監禁に処す
前項の場合には七日以内の減食を併科することを得
- 第十二条 被救者逃走したる時は其懲戒又は検束は欠席の儘宣告することを
前項の場合に於て懲戒又は検束の執行は収容後之を行う但し宣告後一年を経たるときは之を免除す

前項但書の期間内に他の療養所に収容せられたる時は其執行を委託することを得

前三項の規定は逃走したる者の他の違反行為にして未だ懲戒又は検束の執行を終わらざるものに付之を準用す

(『九州療養所関係規定』、1930年)

この間、1910(明治43)年、12(明治45・大正元)年、14(大正3)年と、連合各県の警察部長、衛生課長が九州療養所を訪問し、1915(大正4)年9月には、熊本県の太田衛生課長と坂本土木課長が、1917(大正6)年7月4日には熊本県の香坂警察部長や太田衛生課長が訪問している。

1919(大正8)年12月19日と20日の両日にわたって、内務省衛生部で保健衛生調査会第四部(癩)が開催され、全国の公私立療養所の所長が一堂に会した。議案は、「癩予防の根本的方策に関する意見」であり、主要には「イ、癩患者の隔離方法」「ロ、現在の制度に於ける道府県立療養所の増設並拡張」「ハ、家族的伝染防遏に関する方策」の3つであった。この会議の中で、ハンナ・リデルと光田健輔の主張がぶつかりあった。

リデルは、異性者を隔離するのがハンセン病駆逐の最も重大なる条件であり、夫婦患者を療養所内に収容して同居させるのは「道徳上」もよくない、と持論を展開した。さらに、「孤島」に隔離するようなことは絶対にしてはならないと力説した。

これに対して、光田健輔は、男女を別居させることは「人道」の上からいっても問題であること、「島」も「楽天地」であるので、島に隔離するのが一番の方法であることを強調した。光田は、1915(大正4)年2月13日に内務省に提出した「癩予防に関する意見」の中で、「一大島」への「絶対的隔離」を主張しており、今後療養所を新設するならば「絶海ノ孤島」である「小笠原諸島」がいいと述べているので、「孤島」への隔離は、彼の持論であったといえる。そして、既に1915年から全生病院では「ワゼクトミー」を実施しており、その数は160名に及んでいると述べた。

河村正之九州療養所長は、患者は全部隔離してしまうのが自分の理想であり、離島への隔離は大賛成であると述べた。その上で、そこに至る段階として現在の療養所があるのであり、できるだけ療養所を拡張してもらいたいと、要望している。

この河村の発言にうかがえるように、1919年の時点で、療養所の所長の中から、患者の全員隔離という方向性が打ち出されていることが注目できる。

1920(大正9)年9月14日、内務省は、保健衛生調査会で「根本的癩予防策要項」を決定した。患者1万6261人のうち、療養の資力のない患者(直接国税3円以下)が1万人に達したとし、それに対して収容患者総数は1338人に過ぎないと指摘して、この1万人を「救護」するために、療養所の増設拡張が急務であることを強調している。このように、1万人収容計画が浮上してきている。

1922(大正11)年4月26日、熊本県の内務部長と地方課長が九州療養所を訪問した。

その九州療養所は、1923（大正12）年3月21日に、檜山の東方2万5100坪を買収し、11月22日から第一期の拡張工事に着手している。翌年4月4日にも、療養所の西側1万1977坪を買収した。

1923年の12月11日には、エダ・ライトがリデルを手伝うために熊本に到着した。リデルは、長年のハンセン病患者への献身が評価されて、1924（大正13）年2月に勳六等瑞宝章を受章している。

1925（大正14）年1月、日本MTLが発足した。キリスト教関係者が、ハンセン病患者の「慰安」と「絶対隔離事業の完成」を目的として結成したものである。熊本県関係者では、広重潔や河村正之などが会員になっている。

1925年11月16日、内務省はハンセン病患者の一斉調査を行った。その結果によれば、全国の患者数は1万5351名で、熊本県は、男822名、女388名の合計1210名、鹿児島県に次いで第2位であった。しかし、人口1万に対する患者率は9.34人と、沖縄県を除けば全国一の高率であった。在宅で療養中の者が、男は524名、女が254名で、合計778名にのぼっている。患者の64%が在宅療養者であった。

1927（昭和2）年8月、後に熊本県のハンセン病対策で大きな役割を果たす内田守が、熊本で発行されていた『鎮西医海時報』第2号（1927年）に、「癩病研究と熊本医大」と題する文章を寄稿した。そこで内田は、「斯くの如く癩病が日本の国辱であるならばその癩病で有名なる熊本の責任も又軽からずである」と指摘し、熊本医科大学はハンセン病研究が「天与の使命」であることを強調している。同様のことを、上川豊も、『鎮西医海時報』第5号（1927年）で主張している。『鎮西医海時報』が熊本医科大学より刊行されていたことを差し引いても、熊本医科大学、そして戦後の熊本大学医学部がハンセン病の研究で有名になる背景に、「癩病県」である熊本だからこそハンセン病の研究が「使命」であるという動機が存在していたことが分かるだろう。このような使命感がエスカレートすると、九州療養所の患者たちを人体実験の対象とみなすような弊害も生まれてくるのである。

また、ちょうどこの時期に、本妙寺の問題が大きくクローズアップされてくる。まず、河野真琴の「熊本市の社会事業」（『鎮西医海時報』第6号、1927年）である。ここでは、回春病院に78名、待労院に60名の患者がいることを紹介した後で、「熊本には本妙寺の関係で患者比較的多数で同寺裏手の部落は殆んど皆同患者かの感を抱かせます。そしてその生計を得る方法として、本妙寺又は市中に物乞に出たり、一銭飴、簡単な玩具等を製して市中へ売りに出ます。癩病は伝染力が他の伝染病程顕著ではありませんが、公衆衛生上由々敷大問題であります。一方取締を嚴重にし生計の道なき者は、癩療養所等に収容するか、別に本妙寺辺りに完全なる家屋を建築して収用し、慰安の道を与へ余生を幸福に終らせたいものです。現状のままで放置する時は不良性を帯びて居るものは少々の悪事を働いても、刑務所に収容させぬから益々不良性を増し、同患者に得意となって話しますから、犯罪は減少せず又善良なる者も売りに来た肴を上から下へと交ぜくり返して求め、肴屋は

他家に行きて売る等無意識に伝染の機会を与へ、癩病は減少する事なく熊本は癩病におびやかされる様になることを憂ひます。トラホーム予防、結核予防等と併行して癩予防協会の必要があると考へます。」と指摘している。ここからは、本妙寺集落のハンセン病患者が、「物乞」だけでなく、飴や玩具を製造して行商に出ていたことがうかがえる。

次に、1928（昭和3）年4月20日の『鎮西医海時報』に掲載された河村正之の「熊本市民と本妙寺の癩問題」である。

「熊本県と云へば本妙寺を連想し、本妙寺と聞けば癩患者を思い出すとは他県人の良く唱ふる言葉である」、「近来本妙寺付近の癩患者群棲地を頼りに各県下から益々集合し来たる形跡がある、此癩部落の存在は常に県市民を脅威し国民保健上一日も忽にし難い大問題である」、「本妙寺付近の貧民部落は癩患者が巢窟を構るに最も適当な各種の条件或は機関が完備して居る、即繰返して云へば加藤公に対する迷信、家族患者の好隠蔽処、周囲部落民の厚遇、必要な職業斡旋人、安価な借宅或は木賃宿、参詣人の無理解な同情喜捨、乞食押売による好収入、凡て生活費の安価、放縦生活賭博常習等の好適所等数へ来たれば彼等にとり無比の一大楽天地である」、「一日も早く之を一掃したい」、そのためには「第一に窮民乞食を適当な施設の下に收容救護し巢窟を絶滅する必要がある」、と。

前述したように、本妙寺の問題は、1907（明治40）年の「癩予防ニ関スル件」制定に至る過程でもしばしば言及されたが、この時期になると、河村が明確に主張しているように、本妙寺集落絶滅論が登場していることが分かる。それが、本妙寺事件の10年以上前から高まっているのをみてとることができる。

注目すべきことは、九州療養所に請願巡査派出所が設置され、1927（昭和2）年12月4日から、植木警察署の巡査1名が常駐するようになったことである。また、この年秋から軽快患者の仮退所を実施したことである。翌28年3月末で、軽快退所者は2名とされている（『鎮西医海時報』第9号）。ちなみに、この時点での九州療養所の患者は、男が363名、女が142名の合計505名であった。

3. 熊本県光明会の設立と陸軍特別大演習

1928（昭和3）年10月ごろから、「熊本県光明会」を作ろうという動きが活発化してきた。

「光明会」の設置については、1914（大正3）、5（大正4）年ごろより、光田健輔がさかんに主張していた。まず、1914年12月に帝国ホテルで開催された中央慈善協会（会長 洪沢栄一）の癩予防懇談会で講話を行った光田は、「癩病予防協会即ち光明会の設立を望む」と述べている。ついで、翌年2月13日に内務省に提出した「癩予防に関する意見」の中でも「光明会」の設立を希望していた。

ここで光田がいう「光明会」とは、後の癩予防協会のようなものであったと考えられる。ハンセン病患者絶滅政策の受け皿として、民間の全国組織「光明会」を設立し、官民合同で運動を展開する必要性を感じていたのかもしれない。しかし、この光田の「光明会」と「熊本県光明会」とが、どのように関連しているかは分からない。

ここで、少し詳しく「熊本県光明会」について述べてみたい。

まず、10月20日発行の『鎮西医海時報』第16号に、「熊本県光明会生る」という記事が掲載されている。そこでは、主唱者は、畑山四男六、河村正之、川久保定三、辛島知己、永野清、山田新三郎、山崎正董、福田令寿、齋藤宗宜、行徳健男、三好豊太郎の11人とされており、次のような「趣旨案」が紹介されている。

熊本県光明会趣旨案

内、心意の懊悩、形容の醜落、外、血族の愁惑、社会の嫌忌、未だ癩の如きはあらじ。之に対する努力と投資とは、現今の欧洲をし口、殆、患者其の跡を絶つの域に達せしめ得たり。単り、我が邦は即ち然らず。或は世を憚りて随处に潜在する者、或は自棄して白昼に横行する者、今も尚十万に近かかるべし。就中、熊本県は、さなきだに其の数多かるに、藤公の遺徳に、神癒の靈験を求めて、遠近来り集まる者亦少からず。噫、病毒の伝播容易に制御し難きを奈何せん。

或は、甲家の罹患、歴代相次ぐあり。人、為めに、妄りに癩は即ち遺伝すと断ず。或は乙者の壯駆、漸く頹廢に帰して、衰色却て長へに往時の秀容を偲ばしむあり。人、其の変遷の甚しきに昏迷して、即ち天之を刑すとなす。されば一たび此の病魔に襲はれんか、自己の憂苦以外、更に遺伝の極印、天刑の判決、以て累を六親眷属に及ぼす。是れ実に我が邦の現状にあらずや。嗚呼、癩歟、爾の残忍、一に何ぞ甚だしき。思うて茲に到る、人誰か爾の犠牲者の為に一掬の涙無きを得んや。

更に又、今や科学の進歩は、癩の病原を闡明し、其の伝染を説いて、遺伝を認めず。之を治すること難しとするも、尚予防其の途あるを訓ふ。即ち途ありと雖も、其の途未だ普からず。全国を通して未だ一個の予防機関すら之あるを聞かず。公私の療養所は漸く十指に余るも、其の収容する所は三千人を出でず。本病絶滅の望を之に托する

は、恰も百年河清を待つが如し。遺憾払ふに由なし。

上叙の感慨は実に我が徒をして茲に本会を創設せしむるに到りぬ。微力、敢て期す、冀くば官民翼賛の下、公私既設の療養機関と相呼応し、一は以て研究調査に任じ、一は以て知識の普及と施設の実現とに努めて、予防撲滅に貢献し、更に、癩患者と其の家族とに、慰藉と光明とを頒たんことを。

本会の所期既に斯の如し。是れ即ち、其の昔寧樂の都の癩院に、王妣の尊、能く一身を病者の慰安に献げまししと云ふ皇后の聖名を冒し、敢て本会を光明会と僭称する所以にして、本会存立の趣旨も亦実に茲に存す。

その発起人会が、12月1日に県庁会議室で開催されている。この時は30余名が参加し、発起人代表の河村正之九州療養所長があいさつしている。そして、会長に齋藤県知事を選出して会則を決定している（12月2日付九州日日新聞、『鎮西医海時報』第18号）。

役員 of 具体的な陣容は、以下の通りである。

会長	熊本県知事	齋藤宗宜
副会長	熊本県警察部長	水野 清
	熊本県学務部長	畑山四男美（六か）
	熊本県医師会長	福田令寿
理事		石松量蔵
		川久保定三
		河村正之
		上川 豊
		立山弥市
		塚本東壁
		三好豊太郎

また、会則は以下の通りである。

熊本県光明会々則

第一章 名称及位置

第一条 本会は熊本県光明会と称す

第二条 本会の事務所を熊本市に置く

第二章 目的及事業

第三条 本会は癩の予防撲滅及癩患者の救護慰安を図るを以て目的とす

第四条 本会は前条の目的を達する為左の事業を行ふ

(一) 癩に関する研究調査 (二) 癩の予防撲滅に関する施設 (三) 癩患者

の救護慰安（四）其の他必要なる事項

第三章 組織

第五条 本会は左の会員を以て組織す

名誉会員 特に本会に功労ある者

正会員 金十円以上を醸出する者

第六条 本会の事業を翼賛し金品の寄付を為す者を賛助員とす

第七条 本会に左の役員を置く

会長一名、副会長三名、理事若干名、会長には熊本県知事を推戴す、副会長、理事は評議員中より会長之を囑託す

第八条 本会に評議員若干名を置く

評議員は総会に於て会員之を互選す

第九条 本会に顧問若干名を置く顧問は学識名望ある者に就き会長之を囑託す

第十条 役員及評議員の任期は三箇年とす、但重任を妨げず

第十一条 本会の役員はすべて名誉職とす、但報酬手当其の他支給の必要あるときは会長に於て適宜之を処理することを得

第四章 役員の権限

第十二条 会長は本会を代表し会務を総理し会議の議長となる、副会長は会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代理す、理事は会長の命を承け会務に従事す

第五章 会議

第十三条 総会は毎年一回之を開き前年度事務会計の報告及重要事件の審議を為す、評議員会は会長の意見又は会員三分の一以上の請求に依り之を開き会長の提出したる案件を審議す

第十四条 会議の議決は出席者の過半数に依る可否同数なるときは議長之を決す

第十五条 会議の開催は一週間以前に通知するものとす

第六章 会計

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十七条 本会の経費は左の収入を以て之に充つ

会費、補助金、寄附金、財産より生ずる収入其他の収入

第十八条 本会の資産は公債郵便貯金又は確実なる銀行若は信用組合貯金として之を管理す

第十九条 本則は総会に於て出席者三分の二以上の同意あるにあらざれば改正することを得ず

附則

第二十条 本会最初の役員は発起人之を選定し其の任務を第一次総会の終了までとす

第二十一条 本則に附帯する細則は会長之を定む

会則に付随して「企画事業」として、以下のようなものが定められた。

企画事業

研究調査に関するもの

- 一、学識経験ある士に囑託して不断癩の社会的並学術的研究調査を発行し尚毎年二回会合を開き其の結果を報告し併せて意見の交換を為すこと
- 二、癩患者の分布、生活状態、其他諸般の事項に就き成るべく正確なる統計の蒐集に努むること

予防撲滅に関するもの

- 三、必要に応じ秘密相談所を設け罹患の疑いある者の検診並身上、家庭上其他の相談に応ずること
- 四、患者の市井徘徊、人家歴訪など其の他を防止する為適當の方法を講ずること
- 五、現在多数の癩患者集合せる部落の為特に適當なる方法を講じ之が浄化を図ること

患者及家族の救護慰安に関するもの

- 六、公私療養所の入所に関する手続を紹介し成るべく諸般の便宜を謀ること
 - 七、公私療養所患者の為宗教家、特志家、芸術家等に講話、演奏其の他を乞ひ精神的慰安を図ること
 - 八、特に貧困なる患者の為必要に応じ金品を贈り物質的援助を為すこと
 - 九、患者発生の為特に家計困難に陥りたる家族に対し慰安救護を計ること
 - 十、患者の子女感染予防の為成るべく早期に適當なる方法を講ずること
- #### 知識の普及輿論の喚起に関するもの

- 十一、先の方法に依り予防に関する知識の普及並輿論の喚起に努むること
(イ) ポスター、パンフレット、リーフレット其他の文書の配布 (ロ) 講演会の開催 (ハ) 会誌の発行 (以上、引用は『鎮西医海時報』第 18 号、1928 年より)

事務所は、西坪井町 141 番地の河村正之宅に置かれることになった。

「熊本県光明会」の設立に尽力したのは内田守だったようである。ところが、その後の活動状況を九州日日新聞等に探ろうとしても、まったく出てこない。理事の一人であったルーテル教会牧師の石松量蔵の回想『盲目の恩寵』によれば、「会の頭が高過ぎて、肝心な内田委員等の働く余地がなく、発会式のままで終わってしまったというような始末であった」という。

「熊本県光明会」は、その「企画事業」をみても分かるように、ハンセン病患者の「予

防撲滅」と本妙寺集落の「浄化」を目標に掲げ、患者の療養所入所への「便宜」を図り、家族への「物質的援助」をうたっていた。「癩予防法」制定以前の段階だから、患者の全員強制収容を掲げてはいないが、もしもこの「熊本県光明会」が会則通りの具体的な活動を展開していたならば、「無らい県運動」は熊本県に始まるとされていたかもしれない。

ちょうど同じ時期の1928（昭和3）年11月に、昭和天皇の即位式が行われた。内務省衛生局は、翌年3月30日に『昭和御大禮衛生記録』を刊行した。それをみると、内務省が、天皇の即位式を前にして、伝染病の予防に神経をとがらせ、府県知事宛に「衛生施設事項に関し地方長官及関係官庁に対する依頼通牒」（昭和三年三月二八日）を発していたことが分かる。その「緒言」と、「通牒」の中のハンセン病関連部分を引用する。

緒言

昭和三年十一月の御大禮に関し諸般の衛生施設を整備し殊に伝染病の流行を事前に防遏し国民の健康状態を佳良に確保するは重要な事務にして且其の事務の性質上成るべく前以て十分なる容易と努力とを傾注して之に当る要あるを以て内務省衛生局にては同年二月より之か根本的計画の樹立に当ることとなれり依て山田衛生局長主宰の下に数次之に関する協議会を開催し宮内省方面とも打合せ前例等をも参酌し京都府衛生課長の上京も促し審議の結果御大禮衛生施設に関する事務の進捗につき予め左案の通り定めたり

衛生施設事項に関し地方長官及各関係官庁に対する依頼通牒（昭和三年三月二八日）

.....

第十、癩予防ニ関スル件

- 一、浮浪徘徊の癩患者に対する取締を嚴重にし関係府県と協力し遺憾なきを期すること
- 二、癩患者の一時救護設備及びひ拡張を図ること
- 三、私宅療養患者をして多数の集合する場所又は客の来集を目的とする場所に出入せしめざること
- 四、癩療養所所在地府県に在りては収容中の患者の逃走防止に就き特に注意すること

第十一、精神病者に関する件.....

この「通牒」に対する京都・大阪・奈良・三重・愛知の復命が、1928（昭和3）年11月5日付でまとめられている。これらの諸府県は、復命書の真つ先に「癩」を挙げており、次が「精神病者」である。このことから、当局が最も神経をとがらしていたのがハンセン病患者と精神病患者であったことが分かる。

また、「通牒」121ページからの「庁府県に於ける衛生施設概況」には、全国の府県の報告書が掲載されており、佐賀県の報告には「癩予防ニ関スル件」が記載されているが、熊

本県の報告にはハンセン病関連の記載はなかった。以下の通りである。参考までに、佐賀県の報告も引用しておく。

(44)熊本県

御大禮衛生施設事項に関する件に就ては昭和三年三月二十八日附内務省発衛第二十八号依命通牒に準拠し、各警察署長、市町村長、各種団体と協力以て遺漏なきを期し六月以降を終了までを第二、三期とし之が実行に入り特に衛生課長を派遣し八月二十四日より十一月七日に至る間三十ヶ所に於て講演をなさしめたるに之が聴講者一万一千六百四名なり又一面課員、警察署長、市町村長指導督励の任に当り防疫に関しては警察署長、市町村長を督励し時々県衛生課員を派遣し防疫施設の徹底を期し予防警戒に努めたる結果一月以降猖獗を極めたる伝染病も低減し平常以上の成績を挙げ一般衛生、防疫衛生共に相当の成果を収め得たり (pp.520-1)

佐賀県の「癩予防ニ関スル件」

管下に於ける癩患者は昭和三年六月末現在百八十五名なるが之等患者に対しては本人又は家人に対し病原と予防の方法を指示し誘導啓発に努むると雖も今尚旧慣を脱せず相当の資力あるに拘らず家人と雑居し予防の途を講ぜず諸方を浮浪徘徊し病毒を散蔓せしむるの虞あるを以て之れが予防取締の徹底を期する為め六月以降随時検索を励行したるか無資力者にして療養の途なきもの三名発見之等は何れも療養所に收容資力あるものに対しては隔離其の他療養の途を講ぜしむる等御大禮警備の完璧を期したり

「通牒」にあるように、天皇や皇族が関連した行事の際には、ハンセン病患者の取り締まりが特に厳しくなった。浮浪患者の取り締まりや、多数が集まる場所への出入り禁止、療養所入所者の逃走防止などである。しかし、この時点での熊本県当局者の意識には、数ある伝染病の中でも特にハンセン病を重視するような特徴はみられない。それでも重要なのは、これを契機として、熊本県が、各警察署所轄単位に衛生会を組織したことである。そして、衛生会の事業の第一に「伝染病の予防救治」が挙げられた。このように、熊本県の末端まで、地域ぐるみで伝染病の予防と撲滅に取り組むような体制が、昭和天皇の即位式を契機として成立していったのである。先述した「熊本県光明会」は、昭和天皇の即位式を契機とするこのような体制の延長線上に位置付けられるかもしれない。

1929 (昭和 4) 年 3 月 30 日、九州療養所は、あらたに西側の 6218 坪を買収した。5 月 31 日には、第 2 期の拡張工事が完成し、收容定員を 580 名に増加した。そして、現在の入所者数が 530 名なので、「目下尚 50 名の空床あるを以て之を充たすべく各県警察部に送致方を勧誘」した (『鎮西医海時報』第 27 号、1929 年)。さらに、療養所の北側と西側に高さ約 2m のコンクリート塀が作られた。いうまでもなく、逃走者防止のためである。

全国に先駆けて自治会を結成したのは、九州療養所であった。1925（大正14）年4月に療養所に再入所した原田久は、雑談の中で次のように語った。最近のように毎日逃走者が発生するという事は、懐が寂しいからであって、入所者の生活の安定が何よりも急務である。当局も分かっているが何の手だても講じない。それならば自分たちの手で、全力を挙げて、「他が救われ、みずからもまた救われ、安心して死んで行ける世界を創造しなければ、われわれの生きる道はない」、と。

逃走の原因の一つに懐の寂しさがあったことは、早くから指摘されている。患者作業を行ってわずかな手間賃をもらうこともできず、実家からの仕送りもない入所者は、共同生活の中で惨めな思いをして暮らすことに耐えかねて、規則違反であることを承知しながらも逃走するしか方法がなかったのである。

1926（大正15・昭和元）年6月19日に結成された自治会（時光会）は、逃走者を出さぬように、売店を経営し、豚を飼い、作業場を建ててさまざまな事業を行い、その利益を互助救済に充てることを目的としていた。入所者が、「安心して死んで行ける」ように、逃走しなくても療養所の中で命を永らえるように、みんなで支え合おうという相互扶助の精神の下に結成されたのである。それに対する療養所側の回答が、逃走防止用のコンクリート壁の設置であったとは、何とも皮肉なものである。

1930（昭和5）年になると、3月に、内務省が全国一斉調査を行った。患者数は全国で1万4261名、熊本県は1038名で、鹿児島・東京について全国第3位であった。未収容患者数は、全国で3985名、熊本は336名だった。

このころの政治界は、政友会と民政党とが交互に内閣を組織しており、いわゆる「憲政の常道」と呼ばれた政党内閣制の時代であった。1929（昭和4）年7月2日に濱口雄幸民政党内閣が成立し、その内務大臣に熊本県出身の安達謙蔵が就任すると、安達のイニシアティブの下でハンセン病対策が大きく進展することになる。

安達が内務大臣として果たした役割は、大きく次の4点にまとめることができる。

第一に、ハンセン病の「根絶計画」を策定したことである。安達は、内務省衛生局に指示して、1930年10月に「癩の根絶策」をまとめさせている。そこには、ハンセン病絶滅までの、20年、30年、50年という3つの計画が明記されている。このように、政府のハンセン病絶滅政策が明確化されたことが、「無らい県運動」の一大契機となったことは想像に難くない。

第二に、癩予防協会の設立に尽力したことである。癩予防協会は、渋沢栄一を会頭として、1931（昭和6）年3月31日に発足したが、政府と歩調を合わせて、ハンセン病絶滅政策を民間にあって担った団体である。そして、貞明皇后の誕生日（6月25日）を「癩予防デー」と定めて、この日を含む1週間を「癩予防週間」とした。これも、1931年からスタートしている。癩予防協会は、この「癩予防週間」にあわせて積極的な活動を展開していくことになる。熊本県でも、熊本県病根根絶期成同盟が主催し、熊本県、県医師会、薬剤師会、歯科医師会、九州新聞、九州日日新聞社が後援した講演と映画と三曲の会が、熊本

市大和座で午後 6 時より開かれて、600 余名が参加している。県衛生課が映画「母なればこそ」を上映したり、河村療養所長が講演したりしている。熊本県で最初の大規模な集会であった（6 月 26 日付九州日日新聞）。

第三には、言うまでもないことだが、1931 年 4 月 1 日に「癩予防法」を制定（改正）公布したことである。それまで資力がある患者に在宅治療を認めていた方針を一転し、全ての患者を収容し終生隔離するという絶対隔離主義を打ち出したのである。

第四には、1930 年 11 月 20 日の国立療養所長島愛生園の開設にみられるように、公立療養所の拡張に加えて国立療養所の新設計画を打ち出したことである。この年、7 月 17 日の九州療養所視察を始め、各療養所を視察した安達は、草津にも国立療養所が必要であると力説したことが、『日本 MTL』の第 11 輯に掲載されている。

安達内相は悲惨なる癩病の絶滅運動こそ現下最も早く解決せしむべき事業なることを痛感せられ、先この夏青森北部保養院及九州療養所を視察し又さらに草津を訪問して七百余名の癩患者が全国より集合して自由療養しつつある実情を詳に視察せられた。その結果国立癩療養所を草津にも設立して約四百名の患者を収容せんと議を發表せられた。

以上のような安達内相の政策が、1931（昭和 6）年から戦前の「無らい県運動」が始まるのに大きな役割を果たしたのである。

1931 年といえば、この年 11 月に行われた陸軍特別大演習のことに触れないわけにはいかない。なぜならば、陸軍特別大演習で天皇が来熊することを契機として、ハンセン病患者に対する取り締まりが激化しているからである。

10 月 20 日には、熊本市内を中心に一斉取締が実施された。10 月 22 日付の九州新聞の「各方面一斉の取締デー」では、次のように報じている。

愈々大演習を目睫に控へた熊本県警察部各課では治安取締に血眼の奮闘振りであるが廿日南北両署を督励し保安課では市内交通取締、特高課では不穩文書類取締、衛生課では癩病患者取締を行ひ此の日期せずして一斉取締デーの觀を呈した。

また、同日付の九州日日新聞夕刊でも、「第三期に入った熊本県の大演習警備」と題して、「衛生課では市内に散在するレプラ狩りを行ひ本妙寺をはじめその界限および各所より十数名の患者を検束収容した」と述べている。

11 月 16 日には、河村正之が、熊本県庁で天皇に拝謁している。

このように、1928（昭和 3）年の即位式でもそうであったが、天皇の来熊に際して、熊本県では、衛生課を中心にハンセン病患者の取り締まりを実施し（「レプラ狩り」）、本妙寺などの浮浪患者が検束収容された事実が浮かび上がってくる。一方では、貞明皇后が

回春病院と待労院に 3000 円ずつ下賜するなど、貞明皇后を中心とした皇室の仁慈が強調されながら、一方では天皇の行幸の際には厳しく取り締まられ排除されるという二面性が、はっきりと浮かび上がっている。

ただ、この陸軍特別大演習の時のハンセン病患者取り締まりの強化が、熊本県では、そのまま「無らい県運動」に発展していったわけではないことにも注目する必要がある。あくまで一過性の対策であったのであり、熊本県における「無らい県運動」が実質的にスタートするのは、宮崎松記が九州療養所所長として赴任する 1934（昭和 9）年からであった。

1932（昭和 7）年になると、熊本県社会課が、1 月 17 日に、救護法の実施に伴って方面委員 250 名を任命している。方面委員とは、現在の民生委員のようなものであるが、この時、本妙寺事件に大きな役割を果たした十時英三郎も任命されている。

同日、九州療養所で、塚本又次郎主事の留任を要求して、600 名前後の入所者が集団で脱出し、白旗を先頭に押し立ててラッパを吹きながら県庁に請願に行こうとする事件が発生している。この事件を報道した九州新聞は、

急報に接した所轄植木署を初め熊本北署、南署、隈府署三百余名の警官隊及び市内消防多数時を移さず非常召集しすは一大事と島田北署長総指揮官となる自動車オートバイを飛ばして進軍中の患者隊を阻止すべく出動した一方県庁、知事、内務部長、警察部長の各官舎にも警察隊を張り込ませ第一線は八景水谷、第二線は室園と阻止隊を配置しながら戦場の如き大混雑を呈した尚熊本憲兵分隊でもこの報に接し直ちに隊員の非常召集を行い警官隊の応援として出動し沿道筋はただならぬ緊張の色を見せ戒厳令でも布かれたかの如き光景を呈した

と、「戦場のような大混雑」とか「戒厳令」とか、ものものしい警戒がなされたことが分かる。

この事件は、結局、八景水谷付近で、入所者代表と島田熊本北署長とが面談し、島田署長の説得に応じた入所者たちは、三々五々帰路につくかたちで決着を見ている。結局、入所者たちの留任請願も実らず、塚本主事は 1 月 30 日に辞任した。後任として、3 月 31 日に下瀬初太郎が任命されている。

また、3 月に、癩予防協会会頭に、熊本県出身の元首相清浦奎吾が就任した。

1933（昭和 8）年 7 月 27 日、河村正之九州療養所所長が杖立温泉で急死し、8 月 3 日に、斉藤敏雄県衛生課長が所長事務取扱に任命された。11 月 10 日、田村貞亮が療養所所長に任命されたが、翌年 1 月 24 日には辞任、再び斉藤衛生課長が所長事務取扱に任命されている。

4. 宮崎松記の所長就任と九州 MTL の活動

宮崎松記が九州療養所の所長に任命されたのは、1934（昭和9）年6月29日のことであった。ほぼ時を同じくして、7月8日に九州 MTL が誕生している。さらに、この年10月には、熊本県警察部衛生課が『衛生』というパンフレットを刊行し、在宅患者に対して九州療養所への入所を勧めている。

注目すべきは、衛生課長が次のように述べている点である。

癩問題に就て

常に最も御同情に堪へないものの一は癩に悩んで居らるる方と其の家族の方々であります。この病に就きましては畏くも、皇太后陛下、痛く御軫念遊ばされて居りますことは皆様の御承知の通りであります。

衛生当局に於きましても、此の病の予防撲滅、療養に就きましては充分の関心を有して居ります。従来社会的に重大問題である、この癩問題に手を染めることを厭はるる傾向があつたのですが、今回、自ら挺身して、御気の毒な病者や、其の家族の方の御力ともなつて療養や予防につき、親しく御相談に応ずることに致しました。申す迄もなく私共は病に関することは何事も絶対に秘密を厳守し、又社会の注目をうける様なことは努めてさけることにして居ります。其の点、御信用の上、御遠慮なく御相談あらんことを希望致します。

熊本県 衛生課長

（県立図書館内田文庫所蔵、下線は筆者）

ここに、これまでの熊本県のハンセン病問題に対する取り組みが率直に述べられている。つまり、衛生課では、「癩問題に手を染めることを厭はるる傾向があつた」というのである。そこで、今後は、「自ら挺身」して、積極的に相談に応じることにした、という。その上で、次のように述べている。

「隔離治療は最も安全」

現在九州では熊本市外の菊池郡西合志村に安住の地を得て九百余人が恵の生活をして居られ愉快地に其の日其の日をおくって居られます。

県は何時でも御紹介しますから入所御希望の方は手紙で申出て下さい。

「入所は全部無料で出来ます」（同前）

このように、1934年という年は、戦前の「無らい県運動」を牽引し、本妙寺問題の解決に多大な役割を果たした宮崎松記と九州 MTL が登場した年であり、熊本県もこれまでの取り組みを反省し、今後は真剣に対応することを宣言した年であった。その意味で、熊本県

における戦前の「無らい県運動」は、1934年から実質的にスタートしたといっても過言ではないのである。

その状況を述べる前に、熊本で発行されていた『衛生と婦人』という雑誌の第71号に、中條資俊が「癩伝染の経路に就て」と題する文章を寄稿している。その中で、中條は、次のような興味深い指摘をしている。

大正十二年にフランスのストラスブルヒで開かれた第三回国際会議でも『癩患者の離島乃至僻地取扱ひ措置は妥当ならず』との一項が決議されて居る、日本からは内務省の内野防疫官と、当時の光田全生病院長が列席して居るのである。その当時我国立癩療養所設立の計画があり、岡山県下の長島が設立地として適当だと光田君の提唱に依って調査が進められそれに決定したが、国際癩会議から帰った光田君は、国立療養所設立地として折角長島を選んだのだが是は国際意見と一致せないものであったと、熟々話されたことがあった。

光田健輔は、「孤島」（「一大島」）への隔離を一貫して強硬に主張しており、ハンナ・リデルの意見に反論していたことは前述したが、光田は、それが国際的な潮流に反していることを知りながら主張していたことになる。このように、日本のハンセン病患者絶対隔離政策は、戦前から国際的潮流を無視して進められてきたことに留意する必要がある。

宮崎松記は、所長就任に当たって、次のようなハガキを関係者に送っている。

肅啓 法師蟬の聲に誘われて散り来る桜のわくら葉は流石に季節の移り変りを物語り
何時しか此の高原にも秋は訪れ申し候

御高堂には御障りも無く御清光遊ばされ候哉御伺申上候降て小生事赴任以来諸般の
事務に忙殺せられ遂に暑中御見舞の機を逸したる次第にて何卒御海容願上候

次に当初も明年度に於ては二百名増員の拡張工事を完成致し収容定員一千名に達する
事と相成り其他癩予防協会の委嘱による未感染児童保育所も本年度中に開設の予定
に付き目下其準備に努力致し居り候まま何分御指導御援助願上候

猶冷気相加はる折柄御自愛專一に願上候先は御見舞旁近況御報告申上度如斯御座候

昭和九年初秋

九州療養所長 宮崎松記

宮崎の意気込みが伝わってくるようである。

一方、九州 MTL の発会式は、11月12日に熊本市公会堂で挙行された。来賓として、斉藤惣一日本 MTL 理事と山隈熊本市長が出席し、全部で 55 名が参加した。発会式の様子を、九州新聞の 11月13日付の記事に見てみよう。

福田令寿氏議長席につき

- 一、本会は九州 MTL と称し事務局を熊本市外坪井町七に置く
- 二、本会は基督の精神に基き癩患者の救護慰安を計り併せて癩予防事業の後援を為すを目的とす
- 三、本会の事業
 - (イ) 癩患者に対する福音の宣伝並慰安
 - (ロ) 患者及其の家族の相談に応じ之が救護に努むること
 - (ハ) 癩は遺伝病に非ずして伝染病なるが故に隔離によりて之を撲滅し得るものなることの宣揚
- (二) 本会の理事
- 四、本会は左の会員を以て組織す……
- 五、本会は左の役員を置く 理事若干名
- 六、理事会は必要に応じて其の都度之を開き総会は年一回之を開く

右の申合せ事項を協議し満場一致で可決、それより山隈市長の祝辞があり引続き日本 MTL 理事齋藤惣一氏の日本 MTL を中心とする一場の講話があり終って先の通り理事十五名を推薦決定し一応会を閉じ一同食卓を囲み続いて会員のテーブル・スピーチ等あり七時閉会した今後同会は癩予防協会の別働隊となって予防事業並に患者慰安の為に大いに活躍することとなった、尚理事は左の通りである

エカード（九州女学院長）ライト（回春病院長）パウラス（慈愛園長）三浦牧師、石松牧師、松尾牧師、乙部牧師、本田牧師、稲富肇（九州学院長）立山弁護士、吉本久基、太田原博士、内田博士、福田博士、池尻医学士

ここで明らかなように、九州 MTL は、「癩予防協会の別働隊」と位置付けられていた。いかにキリスト教の精神に基づいていたとはいえ、その活動内容は、癩予防協会が掲げるものとほとんど同じであった。戦前、熊本県では、癩予防協会の県支部が結成されたかどうか、残された資料からは確認できないので、まさしくこの九州 MTL が「癩予防協会の別働隊」の役割を果たしたものと考えられる。事務所は、熊本市東外坪井町七の松尾牧師の自宅に置かれた。

1935（昭和 10）年 1 月 15 日と 16 日の両日にわたって、内務省で、官公立療養所長会議が開催された。この会議には、療養所の所長と療養所が置かれた府県の衛生担当者が出席することが通例になっており、九州療養所からは、所長の宮崎と主事の下瀬初太郎が、そして熊本県からは衛生課長の斉藤敏雄が出席した。

興味深いことは、この会議の議題として、光田健輔が園長を務める長島愛生園から、「一万人収容計画促進に関する件」と「癩患者刑務所設置に関する件」が提出されていることである。外島保養院も「癩刑務所」の速やかな設置を要望している。九州療養所からも、「不良患者の収容施設に関する件」が出されている。その内容は、以下の通りである。

……昨年の所長会議に於ける当局の説明によれば昭和十年度に於ては司法省の計画を以て刑を犯したる患者収容所を草津に設立せらるるとのことなりしが其の後の経過承りたし尚ほ刑に触れざるも思想不穩素行不良にして所の秩序を紊すが如き患者を収容し之れを感化教誨すべき施設を講ずるは救癩事業の大極より見て頗る喫緊の要務と信ずるを以て更に繰返し斯種収容施設を要望する所以なり

昭和十年度より開所予定の鹿児島県下の国立療養所の初回患者収容は専ら鹿児島県及び其の付近在住患者を収容せらるるや或は全国各地より収容の予定なるや我九州療養所は之れと最近接距離の地点に所在し鹿児島県を連合県内の一県とする関係上将来の収容方針承り度し尚初回收容の際は九州療養所在院患者及熊本市内殊に本妙寺付近に散在する患者を是非収容せられ度きことを望む

ここにかがえるように、光田たちが「癩刑務所」の設置を要求していることに対し、宮崎松記は、草津に計画されている「患者収容所」（いわゆる重監房）とは別に、「思想不穩素行不良」な患者を収容する施設の建設を要求している。そして、鹿児島県に建設が予定されている国立療養所には、最初に、九州療養所に入所している患者に加えて、「本妙寺付近に散在する患者」を収容するように要望している。

1935（昭和10）年3月31日、内務省は、ほぼ5年おきに実施している患者一斉調査を行った。その結果、全国の患者数は1万5371名。熊本県の患者数は、市部185名、郡部1327名の合計1512名であった。全国のおよそ1割の患者が、熊本県に存在していることになる（『集成』戦前編第5巻）。また、この時点での未収容患者は9965名、熊本県は472名で、鹿児島・沖縄・群馬・大阪について全国第5位であった（癩予防協会「昭和十一年度事業成績報告書」、『集成』戦前編第6巻）。

4月16日には、九州MTL主催の「癩予防救護に関する座談会」が熊本市公会堂で開催されている。これは、清浦奎吾癩予防協会会頭と安達謙蔵同顧問の来熊を契機に企画されたもので、関屋県知事をはじめ、山隈市長、齋藤衛生課長、宮崎所長、下瀬主事、内田医師、太田原医科大教授、稲富九州学院長、エカード九州女学院長、パウラス慈愛園長、福田令寿、ライト回春病院長、石松量蔵ら約50名が参加している。安達謙蔵が講演を行った。この時、「十時市方面委員から熊本のスラム街本妙寺付近を地図を指しながら説明あり」という。懇談中、本妙寺の「浄化論」が出たそうである（4月17日付九州新聞、4月18日付九州日日新聞、『鎮西医海』第28号、『日本MTL』第51号）。

6月25日の「癩予防デー」には、宮崎松記の「癩予防週間に際して」（上）が、九州新聞、九州日日新聞の双方に掲載された。宮崎は、そこで、「現在では只支那、印度、南洋、アフリカ、南米などの如き文化程度低き未開の国々には尚多数に存在して居て、癩存在の数は文化程度の指標とさへ考へられる。我国に今尚、癩の斯く多数存在するのは、是等の未開国と同列であつて、此の点吾人の甚だ遺憾とする所である。」と断言している。

11月10日には、神山復生病院長の岩下壯一が大阪朝日新聞社で講演を行った。演題は、「祖国の血を浄化せよ」というもので、関西MTLが1937（昭和12）年6月25日に「癩予防デー」記念出版をしている。その中で、岩下は、「癩はある人のいったやうに日章旗の汚点であります。これを是非とも洗い落とさねばならんというのが吾々の主張であります」と、ハンセン病を「日章旗の汚点」とまで表現している。そして、11月17日から開催された第8回日本癩学会では、内務大臣宛の「建国2600年迄に癩患者1万人収容施設実現方陳情書」を採択している。

1936（昭和11）年2月、内務省は、官公立療養所長、所属府県衛生課長会議で、正式に「らい根絶20ヵ年計画」を決定した。このようにして、「無らい県運動」に拍車がかけていったのである。

3月12日には、熊本県衛生課長に、奈良県衛生課長であった蜂須賀信之が決定し、着任している。

3月31日、九州療養所の第4期拡張工事が完成した。新たに礼拝堂を建てている。

この年の「癩予防週間」では、例によって、宮崎松記が「癩予防週間に際して」と題する文章を九州日日新聞に、「一つの予防は百の治療に勝る／日本民族より癩を根絶せよ」を九州新聞に掲載している。このうち、後者で、宮崎は、「癩予防根絶の要諦は癩菌の散布を防止するために患者を一人でも多く隔離収容することにある一人でも隔離すればそれだけ癩伝染の縮小を来し感染危険率は低下し患者の発生は減少する癩根絶の最良策は隔離収容施設の拡張にある」と述べ、「無らい県運動」のさらなる推進を主張していた。

同様に、九州MTLは、次のような活動を行っている。

九州M・T・L（癩病者の友となる会）では今二十五日の癩予防週間に当って予防八則を印刷せるビラ三十万枚を作製して県下の全小学児童に配付したが今夜六時半よりは市公会堂に各方面の代表者約百名を招待して癩予防に関する座談会を開催することとなった（6月25日付九州新聞）。

この座談会の主旨は癩患者及び癩病院の実際に関し腹藏なき話をきくにあつて、学理的な説明は太田原宮崎両氏より病院に於ける患者の実生活に関しては各療養所の医師書記より浮浪患者に関しては十時方面委員酒井学両氏よりそれぞれ実際の説明を聴き質疑応答あり、癩患に対する認識を深めM・T・Lの強く助くべきを期しつつ午後九時散会した（6月26日付九州新聞）。

『近現代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編の第6巻に、「癩患家の指導」と題する資料が収録されているが、その中に「熊本県に於ける癩患家指導実施状況」（昭和十一年七月十八日附衛第七八八〇号熊本県知事報告）と題する文書がある。それを以下に引用してみる。

1、「療養のしるべ」及古本古雑誌募集ビラの配布、県下警察署に小冊子を患者数だけ配付し患者及患家に配付し、療養の指導、消毒及未感染児童隔離の必要を懇諭し、九州療養所及び未感染児童収容所恵楓園入所を勧奨せしめたり。

2、古本古雑誌の寄付方依頼

収容患者慰安の目的を以て「古本、古雑誌募集に関するビラ」を各警察署に配付し管下の教職員並に各種社会事業団体等に適当に配付、寄付の応募方を依頼せしめたり。

3、大風子油錠の配付と患家指導訪問

(イ) 大風子油錠の配付

協会より配付を受けたる大風子油錠一万錠を一缶五〇錠、二百缶に分ち用法書を入れ患者に配付せしめたり、尚服用継続希望者に対しては将来九州療養所に於て無料にて配給することとせり。

右の大風子油錠は左記患家訪問に際し携行配付せしめたり。

(ロ) 患家指導訪問

本県に於て患者多く患家比較的近接し居れりと称せらるる球磨郡及び葦北郡の一部及天草郡の一部に対し、職員五名を派遣し患者及び患家の実情を調査せしむると友に療養、消毒の指導を為さしめ、尚患者に対しては九州療養所に入所方を勧奨し、亦患者を同居する未感染児童に対しては病毒感染の危険を説示し速に未感染児童収容所恵楓園の施設、内容、目的等を述べ入所方を勧誘せしめたり。

これによると、熊本県では、「療養のしるべ」という小冊子を全ての「患者及患家」に配付して療養所への入所を勧奨していること、実際に球磨郡・葦北郡・天草郡に職員5名を派遣して、実情調査と消毒等の指導、入所勧奨を行っていることが分かる。

また、同じく第6巻には、7月末に日本MTLの遊佐敏彦が熊本の本妙寺を訪ねた記録が収録されている（『沖縄紀行 問題を訪ねて』）。

九州路——熊本本妙寺癩部落

沖縄に於ける癩問題の研究の前提としては九州地方の状況を知り置く必要があるから、先づ熊本に立寄ることにしたのである。熊本は我国社会事業史に特筆すべき種々の事柄がある筈だ。特に癩救済には本妙寺を無視出来ない、草津温泉とともに我国二大集散地である。

熊本に於ける凡ゆる便宜は九州療養所長宮崎博士によつての御厚情に感激せずには居られない。九州療養所は阿蘇の高原を背景とした、名にし負う檜の林の中に見出すのである。此所を楽園として築き上げた前所長以来の苦心を偲ばずには居られない。今は病者の楽土となっている。

本妙寺は世界的に有名になって居るという。

それは決して名誉なことではない、癩者が集団をなして居るからである。「知らぬは仏」とよく謂ったもので却って地方では名物になって密集地として名高いことを知らないかも知れない。中尾丸、深刈、日朝裏には二百七戸の世帯中四十四戸は患者の家で、外に浮浪者健康者が雑居している。未感染児童がその中に相当居って彼等が生活には最も適当な環境を作って居るのである。この地帯には却々部落以外の人が這入れない。風紀上、衛生上棄置けない現況を呈して居るし、方面委員にもなりてがない部落である。実に惨憺たる癩問題の癌がこの本妙寺境内に発生して居るのである。

(中略)

この地区の方面委員十時英三郎氏は実に熱心な方で、如何にして斯かる部落を棄て置けようか、一日も速かにこの本妙寺付近を清浄なる聖地としなければならぬと改善に苦心して居られる。而してその調査をされて居るがその実情は実に驚くべき惨状であることを報告して居られる。何とかしてこの地区に改善を施すにあらざれば由々しき問題が啻に熊本一市に拘わることだけでないのである。

日本は徒らに外国の慈善家達をして有名ならしむる外に何ものもないではないか。一体県や市は癩を救護する私設団体を如何にそれ等を助成して居るかを私は聞いて冷汗をあの暑い日に感じた。洵に恥かしいことである。

遊佐によれば、1936(昭和11)年7月末の時点で、本妙寺の中尾丸・深刈・日朝裏に207戸の世帯があり、そのうち44戸がハンセン病患者の家であるとされている。そして、本妙寺集落の解体を切望していた方面委員の十時英三郎に会って、話を聞いている。遊佐は、「熊本を辞して行く前夜、熊本MTLの方々に会って浄化運動に対する熱意を見せて頂いた」と記している。

この年の8月24日に、回春病院の患者10数名が、食事の改善や差別的待遇の撤廃など全部で6項目の改善を要求して、脱走を企てるという事件が発生している。8月25日付の九州新聞夕刊では、「第二の愛生園事件」という見出しをつけている。

「愛生園事件」とは、1936年8月に岡山県の長島愛生園で発生した患者らのストライキ事件のことである。当時、定員の890名をはるかに上回る1160名余の入所者を有した長島愛生園では、患者の待遇が劣化し、入所者の間に不満が鬱積していた。また、患者作業費も低下していた。そんな中で、8月10日に、愛生園側が患者作業を抜き打ち点検して不正を摘発したことや、逃走を計画していた4人の患者が監禁室に入れられたことを契機に、入所者たちの不満が爆発し、光田園長ら4名の職員の辞職などを求めて18日と19日にハンガーストライキに突入したのである。

この長島愛生園事件と比較したら、回春病院の事件ははるかに規模が小さいが、愛生園事件の何らかの影響があったものと考えられる。話し合いの結果、回春病院側は賄いの一部改善を受け入れ、患者側は要求を取り下げて解決している。

10月1、2日の両日にわたって開催された全国療養所所長会議に、熊本からは、宮崎所長、下瀬主事、蜂須賀県衛生課長が出席した。この会議に提出した九州療養所の議題は、「一、癩刑務所の設置に関する件」「二、官公立療養所職員の待遇統一に関する件」「三、患者増員収容に関する件」「四、未感児童の職業指導斡旋に関する件」の4つであった（『集成』戦前編第5巻）。1937（昭和12）年にいって、明確に「癩刑務所の設置」を要求していることが注目できる。

1937年に入ると、九州療養所は、2月6日から、志賀医員と須田・西崎看護婦を鹿児島県大島郡に派遣して、38名の患者を収容している。

また、「癩予防デー」を契機に、熊本県衛生課は、県内各地の未収容患者を訪問して入所を勧誘した（6月26日付九州新聞）。

未収容癩患者／県下に四百／予防デーに際して／療養所入りを勧誘

癩予防デーの廿五日熊本県衛生課では県下各地に未だ散在する未収容患者を訪問、畏くも皇太后陛下の彼等を慰められた御歌の御写、自家療養の葉、薬品等を配給尚療養所入りを勧誘したが県下で比較的患家の多い地方は葦北郡、菊池郡、玉名郡の一部でその数約四百、目下療養所に収容されている患者数は黒石原、島崎、下龍田合せて一千三百で計一千七百名の数になり療養所関係で全国でも多い方の部に入る

また、九州新聞は、6月25日の紙面で、九州療養所の概要を説明し、入所の手続きについて、「入所手続は極めて簡単で最寄の駐在所或は警察署へ入所希望を申出になれば無料で当所迄送って戴けます。尚都合により直接入所を希望せらるる方は何時でも当所へ問合せがあれば詳しく通知いたします。」と述べている。この記事の見出しは、「癩は遺伝でない／国から癩を無くせよ／一千余名の患者を収容せる／黒石原九州療養所」というものであった。

7月9日には、前年に引きつづき、熊本県知事が、衛第七五八七号「熊本県に於ける癩患者指導状況」を報告している。いよいよ、「無らい県運動」が本格的に展開され始めたことがよく分かる。その内容は、以下の通りである。

一、 患者指導訪問

本県内に於て比較的患者多き地方を撰び十二カ所の警察署管内に課員十二名及九州療養所所員二名を派遣し患者及患家の実状を調査せしむると共に「療養のしるべ」大宮御所御歌写、九州療養所の概況（ビラ）及大風子油錠（之は一罐五〇錠となしたるもの）以上四点を患者に配付し療養、消毒の指導を為し尚患者に対し九州療養所に入所方を勧奨し又患者と同棲する未感児童に対しては病毒感染の危険なることを説示し可成未感児童収容所たる恵楓園の設備内容、目的等を論じ入所方を勧誘せしめたり尚当課員出張訪問を行はざる地方に

は所轄警察署に名(マ)記四品を患者に相当数を送付し署員をして患家及患者に配付せしめ療養消毒の指導、未感児童隔離の必要を懇諭し九州療養所に入所方を奨め未感児童は恵楓園へ入所せしむる様勧奨せしめたり

この調査で、未収容患者数 492 名（男 342 名、女 150 名）いることが分かり、そのうち指導した患家・患者数は 214、226 名にのぼった。その割合は、約 46%となる。なお、この年の九州療養所収容者数は 1075 名、回春病院 85 名、待労院 79 名で、収容能力はほぼピークに達していたと考えられる。

また、訪問を受けた患者の様子はどうかであったらうか。

三、患家訪問の結果

一般的に各患家に於ては今回の施設に対し好感を有し患者の入所希望者も今後相当ある見込にて申出あり次第入所せしむる様療養所と打合手配し又一方薬品及小冊子殊に大宮御所の御歌写を説明せるに家族皆襟を正し感謝し薬も喜んで服用しつつあり或患者の如きは一ヶ月分の薬送付方を申出たる者有之候

非常に好意的に受けとめているような印象を受けるが、実態は果たしてどうであったらうか。また、「申出あり次第入所せしむる様療養所と打合手配し」ているというが、九州療養所の収容能力はほぼピークに達しており、それが実現可能であったかどうか、疑問なしとしない。

9月27日から29日までの3日間、熊本県は、癩予防協会の後援により、九州各県の衛生技術官に対してらい予防講習会を開催した。講習生は、九州各県の衛生課長が推薦した者、また主催県で適当と認めた者の合計20名であった（『レプラ』第8巻第4号）。熊本県は、実質的に末端において「無らい県運動」を担当している九州各県の衛生技術官に対して、おそらくはハンセン病であるか否かの見分け方などを中心とする講習を行っているのである。この点も、熊本県の「無らい県運動」の特徴の一つといえる。

1938（昭和13）年6月25日の「癩予防デー」に、宮崎松記は、「畏し・皇太后陛下御仁慈／今二十五日は癩予防日である」と題する文章を、九州日日新聞と九州新聞の両方に掲載した。前日の九州新聞には、「明日は癩予防日／癩患者の存在は／日本国家の恥」と題する文章を載せている。宮崎松記が九州療養所の所長に就任してから、毎年6月25日の「癩予防デー」には、必ず宮崎の文章が新聞に掲載され、またラジオで講演するようになっている。そして宮崎は、「結核を以て亡国病とするならば、我等は癩を以て国恥病と呼ぶ」（1936年6月26日付九州新聞）や、先に引用した「日本国家の恥」などと、ハンセン病患者が多いことを文明国の恥とする考えを強調して、「無らい県運動」をリードしていった。

また、日本 MTL の遊佐敏彦が「無癩県より無癩国運動へ」（『日本 MTL』第 88 号）の

中で、「民族の浄化は国防策の一つで、こうした意味に於て癩絶滅運動こそ最もふさわしい事業である」、「遠からず実現の出来る無癩国たる文化日本であって、これが東洋の盟主たる資格が名実ともに齊ち得るのである」と主張しているように、宮崎もまた、「興亜」のためにも次はアジアのハンセン病の撲滅であると指摘し、日本の国策への協力の姿勢を見せるのである。

1939（昭和14）年に入ると、1月20日に理事会を開催した九州MTLが、「本年度計画相談」の項目の一つに「本妙寺方面癩部落への働きかけを研究する事」を挙げた（『日本MTL』第95号）。これにより、潮谷総一郎などを本妙寺集落に派遣して、集落のハンセン病患者との間に「秘密」まで話してもらえるような密接な関係をつくり上げるのである。

また、九州MTLは、5月30日に九州女学院長宅で理事会を開催し、以下のような活動計画を協議している。

協議事項

一、癩予防週間に於て県下女学生に対し、癩予防の知識を与ゆる為めリーフレット配付

一、六月二十五日夜 皇太后陛下御誕辰日奉祝礼拝を為し続いて総会を開く事

一、九州全土のキリスト教会に対しパンフレット、リーフレットの配付等を相談した。

右の事項実行のため一万三千部のリーフレットを印刷し県下二十九の女学校に配付し郡部の十八校に対しては六月二十二日より同二十七日迄講師を派遣して、皇太后陛下の御仁慈と云う演題にて講演を依頼した。

水俣、佐敷の両校には石松氏、八代、成美両校には福田氏、人吉、多良木両校には本田氏、松橋、宇土両校には太田原氏、高森、阿蘇南部両校には、小笠原氏、甲佐、御船、山鹿、高瀬の四校には原田氏、宮地、小国の両校には、村上氏、天草、本渡、牛深の四校には山下氏の出張を願った。

尚 皇太后陛下の御仁慈並びに癩予防についてのパンフレット千部を印刷し二十七日開かるる小学校長会議四六〇人に対しリーフレット趣旨書及び依頼書を添えて配付し九州全土のキリスト教会（山口県を含む）二百五十に対し二十五日に奨励を願う様パンフレット其の他を発送した。

皇太后陛下御誕辰日二十五日夜時より熊本市草葉町教会にて各教会連合の奉祝礼拝をなし寺沢氏、司会福田氏の説教引き続き総会に移り、石松氏の挨拶福田氏を座長に押し、江藤氏の書記、片山氏の会計報告あり、豊福、小笠原、黒田、大川、松木氏等を理事に推薦し後北里氏の患者の短歌の朗詠あり療養所実写の映画を以て総会を終わった。

尚、東京出張中の宮崎氏よりは「総会を祝す」てふ打電を受けた。

以上は癩予防週間の活動なるが患者慰安に対しては隔月に講師を九州療養所に派遣し、講演童話、紙芝居等を催している。

五月十九日には賀川豊彦氏の来熊を機会に療養所への訪問を願い講演を依頼した(石松記) (『日本MTL』第100号、『集成』補巻16)。

さすがに「癩予防協会の別働隊」だけあって、非常に活発な活動を計画していることが分かる。

その前の5月19日と20日に、全国官公立療養所所長会議が厚生省で開催された。宮崎松記と下瀬初太郎、それに蜂須賀信之衛生課長が出席したが、この時、翌1940(昭和15)年に実施が予定されている全国一斉調査のことが話題になった。『レプラ』第10巻第3号には、以下のように報告されている。

なほ昭和15年には全国癩患者の一斉調査を行うこととなっているが、従来とは異り特に正確なる患者数を知るために厳重、精密を期している実施期間は昭和15年4月より同年12月末までに行い、その方法としては(1)全国を各療養所の相当区域に従って11のブロックに分け患者の探究、診断を行う(2)調査の委員は各療養所の職員を首めとして各府県衛生技術官と警官とが協力して行い患者の診断に際し療養所医員が不足の場合は府県衛生課の技術官で癩診断に堪能なる者若しくは大学病院皮膚科医員の経験者に応援を求める(3)濃厚地区域にては成るべく住民全部の診断をする(4)新患者の探究には既に台帳に記載してある患者の周囲者を検診し又は村の噂や開業医の申告を参照する(5)調査カードは厚生省予防課で作成し各療養所と府県に配付する。カードへの記載事項は

(イ)年齢、生年月日、男女別、(ロ)原籍、現住地、(ハ)病型と主なる症状、(ニ)癩に関する家族歴と同居人の数、その年齢、(ホ)職業家系、(ヘ)収容の必要性、程度、即ち病毒散布の危険程度、(ト)患者の性質は善良なるか悪質なるか

1940(昭和15)年の全国一斉調査は、あたかも、「無らい県運動」の集大成であるかのように徹底したものが予定されていた。調査は、療養所の職員と衛生技術官、それに警官が協力して実施し、調査カードに記入する。記入する内容は、年齢、性別、主な症状、収容の必要性などばかりでなく、「患者の性質」まで記載することが求められていた。そして、「新患者の探求」のために「村の噂」も参照することが指摘されている。つまり、ハンセン病患者を摘発するために地域住民の力も利用しようという、戦後の「無らい県運動」につながる方向性が明確に打ち出されていた。

おそらく、1940年の全国一斉調査の準備という意味合いもあったのだろう。1939(昭和14)年11月7日からの3日間、熊本県は、九州各県の衛生技術官に加えて、第六師団軍医部関係者も交えてらい予防講習会を実施した。

そして、1940年に入ると、宮崎松記は、公立療養所の国立移管を強く主張するようになる。3月に宮崎が提出した「聯合道府県立癩療養所の国立移管を必要とする理由」をみると、

「無らい県運動」の進行が、費用分担方法の矛盾を激化させ、国立移管の要求へとつながっていく脈略がよく分かる。宮崎は言う。昭和 14 年度で、患者 1 人当たりの負担率が、福岡県は 677 円で、熊本県は 166 円。これは、現在の費用分担方法が、予算額を折半して、その半分の人口割りで、もう半分を国税額で按分しているからそうなるのであって、各府県の患者数を顧慮していないために起きている問題だ。「既に実現せんとしつつある所謂無癩県となっても、依然として癩予防費だけは負担せねばならぬ矛盾を来す。以上の如き現象は最近に至って益々顕著となりつつあるので遂には行詰りを生ずることを覚悟せねばならない。」、と（『集成』戦前編第 3 巻）。

九州療養所は、この年 5 月 10、11 日に開催された療養所所長会議でも、「公立療養所国立移管に関する件」を協議題として提出している（『集成』戦前編第 7 巻）。

そして注目すべきは、療養所所長会議にあわせて開催された日本 MTL 主催の全国療養所所長並職員歓迎会で、宮崎松記が次のように発言していることである。

九州 MTL が皇紀二千六百年の記念事業のためにと決議したのは、清正公付近に浮浪患者部落の改善、即ち浮浪患者の整理を目標として全国 MTL の賛同を得て記念事業として解決したいと願って居ります（『日本 MTL』第 111 号）。

いわゆる本妙寺事件は、もうすぐであった。

5. 本妙寺事件

熊本市西部に位置する法華宗の名刹本妙寺には、江戸時代後期ごろから全国のハンセン病患者が参拝のために集まってきたようだ。これは、法華経に患者に信心を説く「白癩」の記述があることや、創建者で寺に廟もある大名加藤清正がハンセン病患者であったとの俗説が影響したとみられる。家を出てきた放浪患者の中には参道で物乞いする人もおり、この姿を見た英国人のキリスト教伝道師ハンナ・リデルが 1895（明治 28）年、熊本市黒髪に県内初のハンセン病療養所「回春病院」（1941 年廃院）を設立した。フランス人カトリック神父のジャン・マリー・コールも 1898（明治 31）年、本妙寺近くに施療所をつくり、これが後に熊本市島崎に移り療養所の「待労院」（2013 年廃院）となった。

また、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園（合志市）の前身である九州各県連合立の九州療養所も当初は本妙寺近辺での設立が計画されたが、周辺住民の反対で現在地に 1909（明治 42）年 4 月 1 日に開設。同月 27 日から 3 回にわたり本妙寺周辺の放浪患者 87 人が県によって収容された。5 月には本妙寺に逃げ出した入所者 3 人が警察に拘束されて送り返され、3 人は療養所から 5 日間の減食処分（1 日ご飯 2 合におかずは塩だけ）を受けている。

本妙寺に集まってきた患者の出身地は、回春病院（通院専門の出張所も含む）の開設から 1904（明治 37）年までの記録によると全国 30 都府県にも及ぶ。こうした家を離れた患者たちは本妙寺周辺に定住化し始める。昭和初期に本妙寺周辺で慈善活動を続けた潮谷総一郎の記述（「本妙寺癩窟」、『日本談義』1952 年 10 月号、別冊『資料編』「日本談義」参照）などによると、1904 年には共同墓地に約 80 の天幕（テント）を張り、あるいは寺院の軒下などで寝て、140 人ほどが居住。参道の他、街中にも出て物乞いを行うなどしていたという。その翌年には日露戦争終結で本妙寺近くにあった陸軍の厩舎十数棟が民間に払い下げられた。これが長屋式の貸家となり多くの患者が居住。ここを足場に九州一円の他、中四国地方にまで出掛け、「蹴込み」や「勸進」と呼ばれる物乞い行脚を始めたという。患者の中には陸軍の残飯の払い下げを受けて販売したり豚を飼うなどして資産をつくり、自ら貸家を経営する人も現れた。

警察による「患者刈込」と呼ばれた放浪患者の収容も度々行われた。1941（昭和 16）年発行の「本妙寺の癩部落解消の詳報」（癩予防協会）によると、1926（大正 15・昭和元）年から 1930（昭和 5）年まで 8 回、計 70 人が収容されている。しかし、集落は消滅することなく九州療養所などからの逃走者も集め、患者でない貧困者らとの混住状態が続いた。1932（昭和 7）年 10 月の熊本市社会課の四宮課長の談話記録によると、本妙寺周辺の 3 地区に約 40 棟の貸家や木賃宿があり、家主の 5 人は「皆二十年以前他国より放浪して当地に居住したる癩患者若くは其子孫なるが故に癩患若くは乞食等を遇すること厚く常々師団の残飯を払下げ之を百匁三錢位にて提供し家賃共一日九錢内外にて生活し得る様仕向くるを以て貧困者の生計上最も暮し良き楽天地なるが為なり」と患者、貧困者が集まる理由を記している。また、患者の居住数の把握は「甚だ困難」としながらも「二十名位」と類推。

参道での物乞い姿は「十年以前は知らず近年は決して斯かる現象なく偶々四五人の参道にて喜捨を乞う者あるを認むるも多くは老衰又は不具の乞食にして癩患者甚少し」としている。これについては当時、前述の潮谷総一郎とともに集落に慈善活動に入っていた江藤安純（元九州女学院短期大学長）も熊本日日新聞の取材（「検証・ハンセン病史」）に同様の証言をしており、ハンナ・リデルが明治期に目撃したような光景はなくなっていたことが分かる。

また、九州療養所の河村正之所長らによる論考「熊本市付近の癩部落の現状に就いて」（『レプラ』第四巻一号）でも昭和初期の集落について「患者と付近貧民との関係は頗る親密にして何等嫌忌さるる状態なく一般に伝染病と云ふ觀念を認めず。従って交際自由なるものの如し。之は旧来の遺傳觀念と付近の居住者が多くは他府県より移住せる貧民並に癩患者の遺族子弟多きを以てなり。誠にこの部落は患者貧民にとり差別待遇を受けざる生活安易の別天地なり」としている。

集落内の患者については1932（昭和7）年に警察官の長尾形彦太郎・巡查志願生教習所長が患者数27人とし、その生活概要を探る調査を行っているが、熊本市西部を担当する方面委員（現在の民生委員）十時英三郎は1934（昭和9）年にさらに詳細な調査報告を実施している。それによると、集落の患者でない貧困者も含めた世帯数は149で人口は482人。うち患者は35世帯112人。患者の本籍地は熊本9世帯の他、朝鮮5、大分、鹿児島、高知3など朝鮮も含め全国13県にわたっている。また、患者の職業は日雇8人を筆頭に、物貰6、日用品菓子行商5、貸家業と托鉢が4など16職種を挙げている。また、1935（昭和10）年には九州療養所医官の内田守（後に熊本短期大学教授）が検診調査に入り、患者数52人、疑似患者21人と報告している。これは集落人口約500人の1割を超え「全国稀に見る濃厚地」としている。しかし、軽症者が多く「伝染の危険ありと認むる者は厳密に見て17名を出でず」ともしている。

全国の「無らい県運動」は愛知県の方面委員が国立療養所長島愛生園（岡山県）を視察後、患者隔離の必要性を主張したのが発端との説もあるが、本妙寺集落においても強硬な強制隔離論を唱えたのは方面委員の十時だった。十時は1934年の調査の後、「不浄化地区浄化計画」と名付けた私案を作成。これによると集落は「患者と貧民が雑居」しているため「伝染力は大」としている。また集落では「生活起居わがまま放題を演じ得る」ため「療養所を飛び出し住す」患者が多いと指摘。この二つの理由から「一日も早く浄化すべき」と訴えた。「浄化」の具体策としては集落内の住居を全て買収し一帯を公園化。近くの山に患者収容所を建設しここに患者を一時収容した後、療養所に移すとしている。十時はこの計画を1935年、熊本県出身の有力政治家安達謙蔵、清浦奎吾を迎えて熊本市で開かれた「救らい懇談会」で発表した。

1936（昭和11）年に開かれた熊本市長主催の「衛生座談会」でも本妙寺集落が議題に挙げられた。座談会に出席した宮崎松記九州療養所長のものともみられるメモには「皇紀二千六百年を期して熊本市より癩を根絶す」「癩部落並びに西洋人経営の癩病院が今尚存するこ

とは日本の国辱」「観光都市としての熊本市を考えると癩部落の存在は不都合」と記されている。

本妙寺集落について十時は、かなりの偏見を持って臨んでいたようだ。1934年の調査報告では「住民は癩患者のみにあらずして、前科者にて改心の状なき者又は賭博常習者、其他多くは不良性を有する者多く、癩患者中には病気自体のため捨身となり居る者もあり、従て心気甚だ荒く調査に下手をやれば血の雨降る惨状も呈しざるやと懸念し居りたる」と記述。しかし、十時ら調査者が「彼等との応酬宜しきを得た」ことで「方面委員は貧困者を救う人世の救主なる事を知り居りたる結果、調査に一の故障を生ぜず穩かに終了した」としている。「不浄化地区浄化計画」でも「不潔狭隘の内に腐爛せる癩患者、盲人、ドン底生活の落伍者、不良者、賭博常習者等雑然として入り交じり居住して」と記し、警官も足を踏み入れない「治外法権的」な地区としている。確かに前述した潮谷総一郎も集落内で白昼から一部住民が泥酔する様子などを記しており、一般住宅地より風紀は良くなかったようだが、前述したように十時より先に警察官が集落調査を行っている。また、1937(昭和12)年から潮谷とともに集落で慈善活動していた江藤安純は、九州女学院の生徒も院長のマーサ・ビー・エカードらとともに集落に慈善活動に入っていたと熊本日日新聞の取材に証言している。女学生が入れる集落が「血の雨降る惨状も懸念され」警官も足を踏み入れない「治外法権的」な場所なのか。十時の記述には自身の調査がいかに困難な環境下で遂行されたものかをアピールし、「浄化」の必要性を訴えるために、集落住民の「不良性」をことさらに誇張しているように思われる。

ただ、1937年6月には、このような本妙寺集落へのレッテル貼りをさらに裏付けるような「もらい子殺し事件」と呼ばれる事件が起きた。これは同集落で養子として育てられていた乳児が相次ぎ栄養不良で死亡していたことが分かり、養育していた夫婦ら約20人の集落住民(いずれもハンセン病患者ではない)が殺人容疑などで熊本北署に逮捕されたもの。乳児の遺体が研究用として熊本医科大学に売却されていたことも分かり、当時の九州日日新聞は「鬼畜夫婦」「幼児干殺し」などと猟奇的事件として大々的に報道した。捜査報道では乳児の生家から受けた養育費の一時金をせしめるために養親がわざと栄養不良にして殺したとしている。しかし、この事件を殺人事件と決め付けるにはいくつかの疑問がある。報道によると、養親は麦粉と砂糖、ミルクを水で薄めたものを乳児に与えており、栄養価は低いにしても養育を全く放棄していたわけではない。また養育業の本来の目的は、子どもを育て上げて商家などに奉公に出し仕送りを受けることだった。これについては本妙寺集落で養育業を営み実際仕送りを受けて裕福な生活を送っていた男性がいたことを、この男性が収容された栗生楽泉園の自治会史『風雪の紋』が記している。また、最初に逮捕された容疑者夫婦の元にも、育て上げられ飲食店に勤める18歳の養女が面会に訪れたことが九州日日新聞の記事になっている。以上の状況を併せて考えると容疑者の養育能力の低さは分かっても、明確な殺意を証明することは難しいと思われる。事実、この事件の送検後の報道はなく起訴されたかどうかさえ分からない。熊本地裁にも当時の資料は残っていない

いという。事件発覚の2年前の1935（昭和10）年には既に集落調査に入った内田守が「貰児の哺乳児にて重症の栄養不良に陥れるもの多かりしは社会問題なるべし」と指摘している。刑事事件として処分するよりも、まず貧困、社会福祉問題として行政が対応すべきものだったのではないか。

しかし、この事件によって暗黒街としての本妙寺集落がさらに強く社会に印象づけられたことは間違いなく、後の集落解体の根拠の一つともされた。集落の社会福祉の担当者であり事件にも責任があるはずの十時も「熊本市花園町中尾丸社会悪突発事件に就て」と題する事件発覚後に記述した1937年の論考で、貧困に起因する「社会悪事件」を把握していなかったことを謝罪しながらも、これまで集落「浄化」が進まなかったのは行政の「事なかれ主義」によるものと批判。「之を契機として機を失せず県市当局を動かし（浄化を）実現せられたならば悪病毒感染の恐れもなくなり」と、患者が関係していない事件を患者の集住問題にすり替え、持論の強制収容の実施を説いた。熊本県警の『熊本県警察史第二巻』（1982年）でもこの事件について1章を割いて記述しているが、ほとんど当時の九州日日新聞記事を要約しただけで、しかも最初に逮捕された夫婦が70人もの乳児を殺した（実際は7人）とし明らかに記事自体を誤読した内容が書かれている。また、送検後の処分は「資料がなく不明」としながら殺人事件と決め付けるなど、公刊史として極めてずさんな記録と言わざるを得ない。

このころ、本妙寺集落の患者住民には1935（昭和10）年ごろ設立された「相愛更生会」という患者互助組織が根を張っていた。集落に住む患者の3分の2が会員だったという。会長は会員間の選挙で選ばれた中村理登治という人物だった。大分県出身で1927（昭和2）年に九州療養所から逃走。元警察官で法律に詳しかったという（中村を知る栗生楽泉園入所者らの話）。また、ハンナ・リデルの後を継ぎ回春病院を運営していたリデルの姪のエダ・ハンナ・ライトの下で、入院勧誘活動を行っていた中條英一も役員だった。

「相愛更生会」は春と秋の2回、朝鮮半島まで含め全国を回り寄付金を募った。前述した「蹴込み」や「勧進」と呼ばれた物乞い行脚と違い、趣意書や領収証も作り熊本県に寄付金募集の認可申請もしていた。寄付金は集めた本人が独り占めすることなく生計の道がない重症者らの生活費にも充てられた。菊池恵楓園自治会誌『菊池野』（1959年7月号）に「相愛更生会」会員だった男性の話を聞いた記事が掲載されている。ここでは募金活動を「ケコミ」と記しているが「ケコミで自分の腹だけを肥やすのではないというのだ。同病相憐の道がひらかれているのだ。弱い同病者の生活力も守らなければならない義務があるのだ」としている。また「病人同志療養所で結婚しても子供を産むことを許されない。だから、妊娠した病者が他の多くの施設からも集まって来て、そこで子供を産み生活を営んだのだ。一みんな九療（九州療養所）よりのんびりしてずっといい生活ができた。だから九療のみんながうらやむのである」と一般社会と変わらぬ家族生活が営めることも魅力であることを記している。

キリスト教系のハンセン病慈善団体「九州救らい協会」（九州MTL）のメンバーだった

潮谷総一郎や江藤安純は1937（昭和12）年から、「相愛更生会」会長の中村の自宅で伝道集会を毎週土曜日に開いた。熊本日日新聞の取材に対し江藤は「毎回十数人ぐらい集まり聖書の話をし、その後、集落内を回り宗教画を配った。皆快く受け入れてくれ温厚な良民だった」と、十時の記述とは対照的な印象を話している。「相愛更生会」は、寄付金を使って群馬県草津温泉の湯ノ沢集落をモデルにした療養所や礼拝堂を備えた自由療養地の開設も計画していた。この希望を潮谷、江藤の両氏は「九州救らい協会」に取り次いだ。潮谷の「本妙寺周辺」（『日本談義』、別冊『資料編』「日本談義」参照）などによれば、この協力要請に回春病院のライトと思われる「ある外人」は「患者自治による療養所を新設した方がよい。開設当初は生活費を補助して、将来的には自給自足にさせる」と支援の意を示した。これに対し九州療養所の宮崎松記所長は「本妙寺周辺を住み心地よい場所にしてもらっては、せっかくの隔離療養、伝染予防の趣旨が壊れてしまう」と強く反対したという。

熊本市の方面委員も宮崎所長と同様の考えを持っていた。1937年の九州療養所による同市西部方面事務所馬場書記への意見聴取記録には、社会福祉担当者とはとても思えない次のような意見が記してある。

方面委員としては、従来、本妙寺集落の患者をあまり保護し過ぎた感あり。そのために患者が蝟集したる傾向あり。故に今後はできるだけ保護しないで、むしろ居り難くするよう仕向けて浄化する方針なり。

年代は不明だが、菊池恵楓園に残されていた「相愛更生会」会長の中村を代表とする32人の生活救護願には「原籍よりの仕送りなく、寄付金募集の許可願を出すも不許可の故をもって生活に窮したり」とある。また1939（昭和14）年ごろのものと思われる中村から十時宛の手紙には「十時先生のご指導に基づきまして悪患者を善導し」とした上で「先生の御尽力で、速やかに会名（相愛更生会）の許可給わりたく幾重にも伏して懇願致します」とある。方面委員側が前述のように「居り難くするよう仕向けて浄化する方針なり」としている中で、「相愛更生会」の窮乏ぶりがうかがえる。

結局、「相愛更生会」は、寄付の認可を得られないまま熊本県知事の印鑑を偽造し公認と偽って寄付募集を始めた。潮谷の「本妙寺周辺」によれば、1939年に熊本県知事を退任したばかりの藤岡長和の自宅を偶然、会員が訪れ、自分の印鑑が押された証明書を見て激怒。熊本県庁に取り締まりを要請したという。会員たちはたびたび全国の警察に検挙され「相愛更生会」は「犯罪者集団」のレッテルを貼られることになった。

「相愛更生会」の活動が八方ふさがりとなる中、1940（昭和15）年に厚生省が「無らい県運動」の徹底を通知。同年5月には国公立療養所長会議が開かれ「浮浪らい部落の迅速なる解消及び各療養所の協力」との議題で論議。警察の協力を要望する声が強く出された。この会議の要望には潮谷も関わったと、自身が『神水教会五十年史』（1982年刊）に書い

ている。それによると、本妙寺集落に居住していた患者 6 人が九州療養所への入所を希望したが、療養所から逃走歴があったため断られ長島愛生園に連れていった。そこで光田健輔園長と本妙寺集落について話し合い、潮谷は「患者を療養所に入れて、この戦時体制に安心して療養に専念することができるように仕向ける以外に彼らの真の幸福はない」と進言。光田は深くうなずき所長会議で「らい部落解消」を提言したという。また、九州療養所の宮崎所長も潮谷の意見を聞き、強制収容に賛同したとしている。

「本妙寺の癩部落解消の詳報」によると、熊本県警察部長として 1940 年 5 月に着任した山田俊介が本妙寺集落の問題を聞き処分を決意。同年 7 月 6 日に厚生省、熊本県、国立療養所・長島愛生園、同星塚敬愛園（鹿児島県）、九州療養所の職員が参加して警察部長室で会議を開き、7 月 9 日早朝に本妙寺集落患者の強制収容を行うことを決めた。県警でも九州療養所でも強制収容は事前には一部の幹部にしか知らされなかった。これは秘密保持とともに「当日になって警官らが尻込みして、欠勤が続出する恐れがあったため」（宮崎所長）という。

9 日午前 4 時、非常召集がかけられ、警官、療養所職員、県職員ら約 220 人が集落を取り囲んだ。まず各戸の戸口に患者の家を示す目印とその人数が書かれ午前 5 時、制服警官と白衣姿の療養所職員らが集落内になだれ込んだ。

「ささやかな幸せと平和であった私共の生活が、突然降りかかってきたあの忌まわしい事件によって一朝にして潰え去ってしまったのです」。菊池恵楓園入所者の大島シゲが、事件の様子を同園入所者自治会誌『菊池野』につづっている。大島は当時、本妙寺仁王門そばの長屋に夫婦で住んでいた。事件の朝、夫は散歩に出掛け大島は朝食の支度をしていた。「出てくれ、出てくれ」と叫ぶ声がするので、外をのぞくと白衣の男たちが家を囲んでいた。「朝早くから何事ですか」「診察があるんだ」「診察って何の診察ですか」「あんたたちが社会にいて病気の様子が変わっていないか、病院に入らんといかんのじゃないかとか、そんなことだ。すぐ済むから来てくれ」。大島は「只事ではない」と直感し預金通帳と着替えを持って仁王門の石段下に行った。そこにはおおぜいの住民が警官に囲まれ寝間着姿のままの人もいた。「早く乗れ」と警官に追い立てられトラックの荷台に乗せられた。トラックは九州療養所に向かい男性は 1938（昭和 13）年に開設された県警留置所、女性は監禁室に入れられた。

収容は 3 日間続き、157 人が拘束された。宮崎所長は厚生省予防局長への私信に収容の様子について「最高 82 才の老人から最低生まれたての赤坊までの百鬼夜行の老若男女 150 余名を一時に留置したる光景は見物に御座候」と書いた。また、著書『小島の春』で著名な長島愛生園医官の小川正子は結核療養のため休職中に、本妙寺事件に参加した愛生園職員に手紙を書き事件を「本妙寺討ち入り」と記述。小川の療養先の別荘に遊びに来ていた愛生園の同僚も「本妙寺のお掃除にお出かけの由、御苦労様」と書いた。集落の患者をそれぞれ妖怪、敵役、ごみに模したこれらの手紙によって、療養所関係者が自分たちの意向に沿わない患者をどのように見ていたかが分かる。

その後、収容者は患者でないことが分かった 11 人らを除き、全国の療養所に分散収容された（九州療養所 8、長島愛生園 26、星塚敬愛園 31、邑久光明園 44、栗生楽泉園 36、児童 1 人は親族引き渡し）。栗生楽泉園に収容されたのは相愛更生会役員とその家族。一行は 1940（昭和 15）年 7 月 16 日に同園に着き、成人男性 17 人はそのまま「特別病室」と名付けられた重監房に放り込まれた。重監房は「全国の不良患者を収容する」として 1938 年に同園内に唯一開設された特殊施設である。ここには 8 年間に 92 人が監禁され、うち 22 人が監禁中に死亡した。17 人が相愛更生会役員であることだけを理由に入れられたことは、収容する側の一方的な論理によってこの施設が運営されていたことを浮き彫りにしている。「治外法権的な場所」は本妙寺集落よりむしろ療養所の方だったと言えよう。17 人のうち 8 人は数日で出されたが、中村理登治や中條英一ら 9 人の監禁は 57 日間にわたった。監禁期間が夏だったことが幸いし、監禁中の死亡者はいなかった。

中村や中條の監禁が 1940 年 9 月 11 日に解かれるに当たっては、彼らと親交を結んでいた熊本の関係者の働き掛けが影響していたとみられる。回春病院のライトの日記には同年 8 月 27 日に「軽井沢から草津に行った」と記されている。1995（平成 7）年、当時リデル・ライト記念館館長を務めていた藤本桂史が、栗生楽泉園の中條に取材したところ、「ライトと会いました」と答えている。藤本は中條の監禁を知らず中條からもそれ以上の説明はなかったが、そのタイミングからみてライトとの面会が中條らの重監房からの解放につながった可能性がある。また、栗生楽泉園入所者自治会の藤田三四郎会長によると、同年 7 月 31 日付で潮谷総一郎が中條らの解放を求める手紙を同園に送っていたという（現物は現在、所在不明）。同様の嘆願書は、同年 9 月 3 日付で、相愛更生会役員の亀村正善と親交があった熊本市花園町の神原春吉、加藤泰堂の 2 人も同園の吉見嘉一宛に送っている（『風雪の紋』）。潮谷はさらに栗生楽泉園を訪問し相愛更生会の会員たちと面会。「ともに祈りをささげ涙を流した」と同年 11 月 1 日付の日本 MTL の機関紙に記している。面会したのは 9 月下旬とあり 9 月 11 日の解放を確認したものと思われる。潮谷の遺族によると潮谷は同年 12 月、陸軍に召集される際、118 人のハンセン病患者の名簿を持参。戦地では毎日、この名簿を手に患者の幸せを祈ったという。本妙寺事件で収容された 157 人から健常者と子供の数を引くと 118 人になり、この名簿は本妙寺集落の患者を記したものと推測される。

潮谷については、九州療養所から厚生省に宛てた本妙寺事件功労者表彰推薦状から、潮谷の患者所在調査が収容に利用されたことも分かっている。戦時体制が進む中で行き詰まる相愛更生会活動の状況を見ての強制収容への助力だったと見られるが、戦後、免田事件などでの人権擁護活動で著名な潮谷までが本妙寺事件に関わったことは、社会での患者の居場所をなくす「無らい県運動」の徹底ぶりを浮き彫りにするものだろう。また、方面委員の十時の活動もあわせ社会福祉関係者が、強制収容の推進役となったことは、社会福祉の持つパターナリズム（父権主義）の負の側面を考えさせられる。なお、潮谷は潮谷義子前熊本県知事の義父であり、潮谷前知事が宿泊拒否事件などで菊池恵楓園入所者らの人権回復活動に力を注いだことには歴史の因縁を感じる。

九州療養所の宮崎所長は前述の厚生省予防局長宛の私信で「この際徹底的の善後措置を講ざれば癩部落再建の虞あり」としている。こうした要望を受けて本妙寺集落には事件後、さらに徹底した解体の圧力が加えられた。事件からひと月後に熊本市癩予防協会を設立。会長には山田県警察部長が就き、役員には県、熊本市、警察、九州療養所関係者の他、本妙寺管長や県医師会長、会社経営者も加わった。この官民連携した協会は3万円の寄付を集め、これを事業費に患者の家屋は破壊、焼却され患者所有の土地も売却された。「本妙寺の癩部落解消の詳報」では患者私財の売却代金は療養所に収容された患者に送付したとしている。しかし、『風雪の紋』によると「大方の患者は事実上私財没収の憂き目に遭い、わずかに大人一人八十銭、子供一人四十銭の見舞金が送付されただけに終わってしまった」という。

跡形もなく解体された本妙寺集落だが、患者自治を目指した住民の活動は公立療養所の入所者にも影響を与えた。九州療養所では1926（大正15・昭和元）年に入所者自治会が発足。『菊池恵楓園自治会50年史』などによると、これはその前年に本妙寺集落から再入所してきた男性が、療養所からの逃走が相次ぐのは金銭面の不安が大きいためとして、本妙寺集落にならい入所者互助のための売店や養豚所経営を提唱したのがきっかけだった。また、相愛更生会会長の中村は楽泉園収容1年後の1941（昭和16）年の同園自治会役員選挙で最高票を得た。園側の反対で役員には就けなかったが、1942（昭和17）年の「17年事件」と呼ばれる重監房焼き打ち計画でもそのリーダーに担ぎ出されようとした。その際、中村は「わしは本妙寺の患者集落を確固とした形態にし、療養所などには入れられまいとあらゆる努力をした。にもかかわらずこの園に収容されてしまった。その時点からわしの役割は終わったと思っている。いまさら再度、官憲と闘う意志はない」と固辞した（沢田五郎『とがなくてしす』）。結局、この計画は事前に園側に発覚して未遂に終わり、中村も事件後に園から出されたが、中村らの相愛更生会の活動は楽泉園入所者を触発し、戦後の重監房問題告発にもつながる同園での入所者人権運動の源流になったともいえよう。

中條は栗生楽泉園で英国聖公会教会の執事を務め2002（平成14）年に93歳で亡くなった。中條は同園の療友や家族にもほとんど本妙寺集落について語ることはなく沈黙を守ったが、同教会で共に活動し現在、菊池恵楓園に入所している太田国男は中條から「中村理登治という男は立派な人物だった。彼は高い理想を持っていた。それに私も共鳴して一緒に活動したんだ」と聞いたという。「高い理想」を掲げた相愛更生会や本妙寺集落は、前述したように収容側によって「犯罪者集団」「不良患者の集まり」のイメージがつけられた。1947（昭和22）年、楽泉園の重監房廃止をめぐり、光田健輔は一松貞吉厚生相宛の嘆願書で「不良癩患者に反省を促せしのみならず熊本市本妙寺癩部落の一掃の如き本邦永年の懸案解決したるが如き又各大都市を中心として浮浪徘徊する不良癩患者の激減は実に栗生楽泉園に特別病室（重監房）の設けありしに因るもの」と記している。戦後においても収容側が強制収容や懲戒検束、重監房設置の正当性を主張するに当たって、相愛更生会や本妙寺集落は「犯罪者集団」「不良患者の集まり」でなければ不都合だったのである。近

年のハンセン病史研究書にもそうした収容側の一方的な論理を検証することなく、偏見に満ちた収容側資料を無批判に引いている例も見られる。この報告書があらためて、ハンセン病患者が国の強制隔離から逃れるアジールだった本妙寺集落と患者の人権活動の先駆だった相愛更生会の実像を社会に知らせ、彼らの名誉回復の一助となることを願う。

6. 1940（昭和15）年の患者一斉調査と「無らい県運動」

本妙寺事件の余韻もさめやらぬころ、九州日日新聞に二つの興味深い記事が掲載された。一つは、7月14日付の「警官に講習」という記事である。

熊本県衛生課では全国一斉の癩調査に直面して、厚生省から予算一千五百円が送金してきたので、近く調査に着手することになった、然し同課では熊本から癩を駆逐し一躍無癩県を現出すべく意気込んで居るが、癩調査に際して調査の衝に当たる県下の警察官が癩病に対する知識が乏しければ調査の徹底が期せられず癩の知識を普及徹底せしむるために県下一千の警察官に癩病の素人診断方法を授けるため来る八月一杯にわたって「癩の素人診断講習会」を開催することに決定し準備を進めて居る、尚ほ講師としては蜂須賀衛生課長、宮崎九州療養所長、舟越衛生課技師等であると

もう一つは、7月22日付の「癩の調査を前に／診断虎の巻／県下警察官に講習」という記事である。

国辱病「癩」の撲滅を期して全国一斉に「癩」の調査をなすことになったので、熊本県では来る九月一日から同二十日迄県下一千の全警察官を総動員して戸口調査に準じて県下全戸別に調査をなし県下に潜む「癩」を虱つぶしに調べあげ県下から「癩」を一掃し「無癩県」にすべく意気込んで居るが、県衛生課では「癩」の調査に直接あたる警察官に「癩」の智識即ち診断力がなければ「癩」の診断が出来ないとあつて来る八月一日から八月一杯に亘って一千の警察官に「癩の素人診断方法」の虎の巻を伝授するため左記の日程で「癩」の素人診断講習会を開くことにし準備を急いで居る、尚講師は蜂須賀衛生課長、宮崎九州療養所長、舟津、国崎技師、川地警部等で講師を三班に分ち、スピード的に開催し所期の目的をあぐべく張り切って居る

▲八月一日北、三角署▲二日南、隈府署▲三日川尻、宇土署▲四日浜町、松橋署▲五日山鹿、植木署▲六日高瀬、御船、木山署▲十二日小国署▲十三日宮地署▲十四日高森署▲十六日南関、荒尾、宮原署▲十七日八代署▲十八日佐敷署▲十九日水俣署▲

本妙寺事件が一段落する9月1日から20日まで、熊本県では、政府方針通りに一斉調査を実施することになったという記事である。県下1000人の全ての警察官を総動員して調査に当たるが、その際に素人でも見分けられる「癩」の診断法の「虎の巻」を伝授するための講習会を開催するという。「県下に潜む「癩」を虱つぶしに調べあげ県下から「癩」を一掃し「無癩県」にすべく」という表現からは、熊本県の意気込みが伝わってくる。

11月12日、貞明皇太后は、国公立・私立療養所の関係者を大宮御所に招き、下賜金を贈

った。九州療養所では、その下賜金を使って、療養所北端に「紀元 2600 年紀年公園」を設置した。11 月 13 日付の九州日日新聞の紙面に、宮崎松記と、福田令寿が、次のようなコメントを寄せている。

九州療養所長宮崎松記氏談話

皇太后陛下には予ねてから癩救済の事業に御仁慈を垂れさせ給わっている、以前は日本の癩の救済は宗教家とくに僅か篤志家によってなされていたが、昭和五年陛下の御仁慈を口して以来本事業は国家の事業としてもっとも重要視される様になった、近き将来は日本国民から癩はなくなるしまた是非ともなくさねばならぬ、これは偏に、陛下の御仁慈の賜物と申さねばならない東亜の共栄圏内には支那、印度等世界における癩の多い国があり我々は八紘一宇の精神を以て陛下の有難き御仁慈を体して之等の癩の患者にも救癩の手を差し伸べねばならぬ、之は日本の東亜における重大なる文化的使命の一つであり、これが陛下の大御心に副い奉る所以であると考えられる、民族の優秀性を世界に向って誇示せねばならぬわが同胞の中にいまなお癩がある事は大なる恥辱である、一日も早くこの汚名を拭いわが国民をして名実ともに優秀民族たらしむる事が新体制下における我々関係者の真の臣道実践の道であると信ずる

回春病院福田令寿氏談話

本日私はライト院長の代理として大宮御所に御召しの光栄にあずかり何時も変らぬ皇太后陛下の癩救援に関する有難き思召しを承わり今回またまた向う五ヶ年間を期し年に多額の御下賜金を戴く事と相成り御仁愛の程ただただ感激の外はございません回春病院はリデルさんの創業でリデルさんと申せば明治以来わが国の救癩事業の鼻祖であって今日の救癩事業の発展は源をリデルさんに発しています、斯かる因縁ある病院であって、重ねてこの恩典に浴しまして院長以下関係者一同協心尽力愈よ誠意を以て本県を無癩県となす事を以て恩典に答え奉らねばならぬとしみじみ感じました

このように、節目節目に下賜される貞明皇太后の仁慈が、「無らい県運動」にさらなる拍車をかけることにつながっている。

そして、12 月末に一斉調査の結果が判明したが、1940（昭和 15）年の時点で全国にまだ 6573 人の未収容患者が存在することが分かった。このうち熊本県は 629 人で、全国の未収容患者の 1 割近くを占めている。それだけでなく、1935（昭和 10）年の調査よりも未収容患者が増えているのも、熊本県ただ一つであった（『楓の陰』第 119 号）。

正式な統計は、1942（昭和 17）年 9 月 30 日に厚生省予防局から『昭和十五年十二月三十一日調査 癩患者に関する統計』として刊行されたが、おそらく、この調査結果ほど、熊本県関係者を驚愕せしめたものはないだろう。関係者にしてみれば、長年の懸案であった本妙寺集落を解体したばかりである。癩予防協会では、11 月 30 日に、本妙寺集落一掃に

協力し収容に当たった功で、十時英三郎、石松量蔵、潮谷総一郎、江藤安純、エカード、野中みさ（慈愛園婦）、それに宮崎松記の7名に対して感謝状を贈ったほどである。

癩予防協会が発行した『最近予防事業の二、三に就て』では、「本妙寺部落の今回の掃討はマヂノ線の突破にも比すべく、この結果日本の癩界に於ても新しい秩序が建設せられて、無癩日本実現の朗鐘を聞く時も近づいた様な気がする」と評していた（『集成』戦前編第7巻）。長年の懸案であった本妙寺問題が解決して、誰もが、ホッとしていたことだろう。

ところが、本妙寺にばかり目がいつている間に、熊本県の未収容患者はむしろ増加し、全国の1割強を占めているという事実が判明したのである。そうでなくても、明治以来「癩病県」という汚名を着せられ、その象徴ともいべき本妙寺の集落を、やっとの思いで解体させたのに、それでもまだこれだけの未収容患者が残っていたとは……。

そのような驚きをもって調査結果を受けとめた熊本県関係者は、今度こそ熊本県からハンセン病患者を一掃するために、これまで以上に熱心に「無らい県運動」に取り組みねばならない、と決意したことであろう。しかし、結論から先に述べれば、太平洋戦争が勃発したことと、九州療養所の入所者定員という物理的制約のために、課題は全て戦後に持ち越されることになったのである。

1941（昭和16）年2月1日付の九州日日新聞に、「癩患者の街頭流出 県当局の取締」という記事が掲載されている。

熊本県衛生課では県下一千の警察官に癩の口（素カ）人発見の「虎の巻」を伝授し、さきに県下一斉に「癩患者出て来い」と街に彷徨う癩患者調査を行った結果驚く勿れ癩患者六百二十九名が街に溢れて居るのを発見した之等癩患者の取締に就ては県当局でも頭を悩まし宮崎九州療養所長と打合せをなし重症患者は療養所に収容する方針で善後策を講じている

この記事で指摘されている「六百二十九名」のハンセン病患者とは、1940（昭和15）年の一斉調査で判明した未収容患者のことであろう。けれども、その未収容患者全てが街をさまよっているわけではなく、むしろ家の奥深く籠もっている人がほとんどであろう。そのことを考えるならば、この記事は、県民に対してハンセン病患者への恐怖心をかきたてるだけであり、こういったマスコミ報道の姿勢は問われなければならない。

2月3日には、エダ・ライトが回春病院の解散を決定し、政府に寄付した。入所している患者58人は、全て九州療養所に収容された。

7月1日、九州療養所は正式に国立に移管し、菊池恵楓園が誕生した。7月12日に、厚生省予防局長の高野六郎らを招いて、国立移管式が挙行された。

7月15、16日の両日にわたって国立癩療養所所長会議が開催され、菊池恵楓園からは、所長の宮崎松記、事務官の下瀬初太郎、書記の北里重夫、熊本県からは警部の大橋唯喜が

出席した。会議では、「無癩運動の徹底に関する件」（患者収容施設一万床完成及公立癩療養所の国立移管による収容余力を考慮し関係道府県と協議の上患者の全部収容計画を樹立し無癩運動の徹底を期せられたし）などを協議している（『集成』戦前編第7巻）。

「無らい県運動」の徹底という観点から興味深いのは、10月1日の『楓の陰』第126号に掲載された内田守の「救癩事業をめぐる（三）」である。この中で、内田は「無癩常会」なるものを提唱している。

六七年前から「無癩県運動」と云うものが提唱されて山口、岡山、鳥取、愛知、愛媛、三重等の諸県では官民合同で、癩の啓蒙運動をやると共に、当時超満員で悩んでいた長島愛生園内に有志の寄付になる十坪住宅と云うものを建設して、県下の患者をどしどし入院させたのである。山口の如きは四五百名もいた患者が僅か十名足らずとなっている。……此の頃我々としては誠に耳よりの話を聞いている、それは新体制の常会組織によって、隣組の交友が親密となり、又米の切符制度によって陰の人を置く事が出来なくなった為に、今迄家に隠していた癩患者をかくし切れなくなって、常会の問題となり入院を希望して来る人が多くなった事である。……斯く隣組等が真に目覚めて患者の入院を斡旋する様になって始めて無癩国建設が可能となるのである。

戦時体制の下で、隣近所を中心に「常会」という制度が設けられたことをヒントに、内田は、ハンセン病患者の摘発のために「常会」が大いに効果があることを指摘し、それを「無癩常会」と呼んでいるのである。国民の相互監視制度の下で患者をあぶりだそうという内田の発想は、「無らい県運動」に全国民を動員しようとするものであり、戦後の「無らい県運動」の特徴を先取りしたものであったといえる。

1942（昭和17）年5月13日、厚生省は「国立癩療養所概況」を発表した。菊池恵楓園の部分は、以下の通りである（『集成』補巻8）。

一、恵楓神社について

御下賜金に依り建立中の園内神社は昨年十一月十日を以て落成鎮座式を挙行致しました。御神霊伊勢神宮より御受け申上げ光明皇后を併祀奉りました。社名は恵楓神社と呼称致します尚御下賜の楓樹二〇〇本は神苑に移植いたしました。

一、戦時下の報国精神に就いて

国立移管第一年にして職員患者共に心境を新に相協力して大東亜戦争下国策の向ふ線に沿い物資の節約食料蔬菜の自給増産に努力を傾ると共に収容施設の狭隘を克服して定員外収容一五〇名に達し猶現在熊本県の無癩県運動に協力して収容を継続して居ります。

一、熊本回春病院に就いて

昨年二月に解散致しました熊本回春病院は将来何等かの形式に於て癩予防事業に

使用され度き希望を以て土地建物並に基金七万円を癩予防協会に寄附せられました。その後同協会に於ては寄付者の意志に従い癩未感染並児童育英事業を兼ねたる保育所を跡地に設置すべく計画を樹立し既に所長及び主事の決定を見、又当園長に委嘱されたる関係工事も着々進捗中でありまして六月中旬には竣工の予定であります。

ここにも明らかなように、菊池恵楓園は、「現在熊本県の無癩県運動に協力して収容を継続して居ります」というように、熊本県が進める「無らい県運動」に協力していることを強調している。

6月25日には、癩予防協会の全国総会が熊本市公会堂で開催された。その席で、県衛生課の野田恒広と北署巡査の畠山泉が癩予防功労者として表彰されている（6月25日付熊本日日新聞）。また、無癩県として、福岡、岡山、広島、山口、宮城県が表彰された。午後は、宮崎松記と三井報恩会理事の山口憲の講演の後、映画「小島の春」が上映された（6月26日付熊本日日新聞）。野田と畠山の表彰の理由は、以下の通りである。

野田恒広：昭和七年四月県衛生課員拝命。爾来今日まで癩予防事業に従事し癩の撲滅に奔走。熊本市内から癩を一掃した功績がある。

畠山泉：昭和八年六月県巡査を拝命し職務に尽力し殊に昭和十五年三月から同十七年三月まで花園巡査派出所に勤務し、癩患者の城郭とまで称せられた本妙寺一带に居を構えた癩患者の掃蕩に多大の功績があり曩に予防の功労者として表彰されたが今回又復表彰されることになったものである。

なお、6月26日には、回春病院跡に竜田寮が開設され、10月2日に、菊池恵楓園では、患者の子弟の保育所として設置していた「恵楓園」を廃止し、児童29名他が竜田寮に移転した。この竜田寮は、1954（昭和29）年に、黒髪校事件で有名になる。

先ほども触れたように、9月30日に、厚生省予防局が『昭和十五年十二月三十一日調査癩患者に関する統計』を刊行した。ここでは、その調査結果に少し詳しく触れてみたい（『集成』戦前編第7巻）。

1940（昭和15）年時点の患者総数が1万5763名、未収容患者が6573名。未収容患者の数は、1935（昭和10）年の調査（9965名）に比べ3392名減少していることが明らかになる。未収容患者のワースト3は、沖縄761名、熊本629名、鹿児島393名。トップ10は、宮城7名、山口10名、千葉14名、埼玉19名、富山22名、北海道23名、岡山32名、山梨39名、石川41名、鳥取41名。これらの県が「無癩県運動」の先進県と考えられる。愛知は356名のワースト5で、この数値からも愛知を「無癩県運動」の魁とする通説には疑問が残る。なお、九州各県は未収容患者が多く、佐賀の90名が26位、福岡97名、大分114名、長崎172名、宮崎278名である。

特筆すべきは、1935年の調査と比較すると、全国で唯一熊本県だけが157名（男92名、女65名）も増加していることである。他に女性の未収容患者が増加している県が3つあるが、これらの県も全体では増加していない。このことから、熊本県では、1940年の調査までは、きちんとした調査をやってこなかった事実がうかがえ、その反動として戦後の「無らい県運動」が強烈に進行したことを予測させる。

また、注目すべきは、629名の未収容患者のうち、入所を希望する者が46名、希望しない者が537名と、未確定の者46名を除いた92%が療養所への入所を希望していないことである。戦後の一千床増床によって、これらの未収容患者のほとんどが収容されたと考えられるが、それはまさに本人の意志に反した強制であったことがここからも明らかであろう。

太平洋戦争の開戦後も、「無らい県運動」は、1943（昭和18）年ごろまでは継続されたことが確認できる。その音頭をとったのは、長島愛生園園長の光田健輔であった。

光田は、4月1日の『楓の陰』第143号に寄せた「防癩は健民運動の魁である」の中で、次のように指摘している。

今年に於ては健民の重点は専ら結核の上に置かれ、未収容の癩者五千人の収容は政府の予算から削除せられたるは、我等に取って遺憾千万である。併し、政府の予算が通過せぬと云って、無癩運動を終息する訳にはいかぬ。無癩運動は多年の間我が国の国是として継続し来たつたからである。各国立癩療養所は、前進又前進定員超過を敢てし、以て国策に順応し、既に無癩県を標榜するものは十指に余っている。……我等は徹頭徹尾重点を無癩運動に置き、祖国浄化健民運動の魁たらん事を希うものである。各癩療養所の職員は勿論、一万一千の患者も一体となり、救癩総力戦完遂の為に滅私奉公の誠意を捧ぐべきである。

そして、同じく『楓の陰』第145号の「無癩村の予後と楽観」で、光田は、「今日の処、無癩運動は各県府知事の熱心なる指揮によりて、山口・岡山・広島・福岡・愛媛・徳島・奈良・宮城・青森・岩手・福島・埼玉・千葉・山梨・群馬等は殆ど数人に老衰患者を残して浄化せられた。」と15の県名を挙げている。

6月28日、29日の両日にわたって開催された国立癩療養所長会議では、開催に際しての「大臣訓示」で、「所謂無癩県の如きも既に十数県を数ふるにいたりましたことは誠に慶賀に堪えぬ次第であります」と述べ、「無らい県運動」の成果を強調している。

しかし、1944（昭和19）年6月25日に開催された国立癩療養所長会議で「無らい県運動」の促進に関する協議題を提出したのは長島愛生園ただ一つであった。

やがて、各療養所も空襲の被害に遭うようになり、混乱と窮乏の中で、戦前の「無らい県運動」は幕を閉じるのである。